

特263

134

學局編纂

日本精神叢書 四十八

新撰姓氏錄と上代氏族史

始



特

134

學局編纂

日本精神叢書 四十八

新撰姓氏錄と上代氏族史

特263
134



新撰姓氏錄と上代氏族史

太
田



一、本叢書は、主として我が國古來の典籍中より精神教育上適切なるものを選択してその要點を解説し、廣く國民をして日本精神の心解と體得とに資せしむることを以て目的とするものである。

一、本篇は、立命館大學教授太田亮氏に委囑し、執筆を煩したものである。

教 學 局

目 次

序 説……………一

第一章 氏姓制度の梗概と新撰姓氏錄の編纂……………三

 第一節 上古の社會組織と氏姓制度……………三

 第二節 氏族政治の廢止と中古の氏姓制度……………九

 第三節 氏姓志編纂計畫……………一七

 第四節 新撰姓氏錄の完成……………二〇

第二章 姓氏錄の内容と氏族の分類……………二四

第三章 姓氏錄より觀たる上代氏族史……………三三

 第一節 天 神 族……………三三

目 次

目次

第二節	地祇族	……	四八
第三節	天孫族	……	五三
第四節	皇別氏	……	六一
第五節	漢族	……	六七
第六節	百濟族	……	九五
第七節	高麗族	……	一〇〇
第八節	新羅族	……	一〇一
第九節	任那族	……	一〇三
第十節	出自未定氏	……	一〇四
結	論	……	一一〇

新撰姓氏錄と上代氏族史

序 説

古事記・日本書紀等は、我が國家の創始より其の發展の次第を、皇室中心で記述したものであつて、それに參與し奉つた人々の事をも併記して居るが、それは其の事件を説明せんが爲のものであるに過ぎない。然るに、新撰姓氏錄は各氏族の起原・沿革を、其の氏々の傳へに據つて載せたものであつて、肇國の功臣より秦漢歸化の人々に至るまで、其の子孫のある者は皆載せらるべき筈のものであつた故、一面、上代の國民史とも見らるゝと共に、他方、我が上代史の闕遺を補ふ點も尠くないのである。即ち本書の調査は、國史研究上、重大なる意義があると見ねばならない。

而して此等の諸氏は、或は歴代天皇の後裔と傳へ、或は天神、或は地祇の子孫と傳へられるか、然らざれば朝鮮及び支那より歸化した者の後裔と云ふなど、多少趣を異にして居るけれども、之を要するに、皇室の分家・別家、或は日の神傍系の神々、及び海外より遙々聖徳を慕つて歸化し國家に功勞があつた者の後裔と云ふのであつて、何れも皇室を中心とした系圖を作つて居たのである故、その調査は益、敬神・忠君・愛國の思想を強むるものであると云ふ事が出来よう。

たゞし本書は、後述する如く、左右兩京の畿内五ヶ國の氏族を載せたのみで、他の七道に及ばず、なほ現存のものは抄略本であるが故に、遺憾な點が尠くないが、それでも上代氏族の大體がわかり、更に六國史以下の古典と比較對照すれば、我が上代の國民史の概略を窺ふ事が出来、國史研究上、貴重な貢獻をなし得ると信するのである。よつて以下、其の編纂の大要より内容を概説し、進

んで本書を基として太古以來の氏族史を瞥見して見ようと思ふ。

第一章 氏姓制度の梗概と新撰姓氏錄の編纂

第一節 上古の社會組織と氏姓制度

我が古代の社會は、所謂氏族制度であつて、血族を同じうする家が氏なる團體を形造り、氏上なる者が全氏人を率ゐて朝廷に奉仕するのであつたが、これと相並んで伴部と云ふものが續々と設置されて行つた。伴部とは、鍛冶部・弓削部・矢作部・鏡作部・玉作部等のごとく特種の職業に従事する者、及び天皇及び皇族の御名を後世に残さんが爲に設置せられた御名代部(建部・長谷部等)、特に御子のない場合に設置せらるゝ御子代部(白髮部・小長谷部等)、その他、異種族を以て組織された秦部・漢部・百濟部・佐伯部・肥人部等のごとく特殊の

事情の下に置かれた人々によつて組織された團體であつて、伴造が之を率ゐて朝廷に奉仕する點は氏上と同様であつた。

此等の氏と伴部とは、社會の進運に伴ひて其の數を増し、種々の變遷があつて複雑なものとなつて行つたが、兎に角、社會構成上、最も大きな單位であつて、當時の政府は其の基礎の上に立てられて居たのである。而して此等の氏及び部は夫々多少の土地を占有して居たが、當時の政府は猶ほ國・縣(後の郡)・邑を支配せしむる爲に、國には國造、縣には縣主、邑には稻置を置いて其の政治に當らせた。此等も世襲職であつた故、最初は他の氏に屬して居たが、後には多く國名を氏名とする單獨の氏となつた。伴造も同様であつて、後には部名を氏名とするのが普通である。

斯様に土地を領するか、或は支配するか、或は部の民を率ゐる程の氏は、一般に姓なる稱號を氏名の外に持つのが常であつた。例へば中臣連・物部連・

蘇我臣・平群臣・忌部首・久米直・鏡作・造・馬飼部首等の連・臣・首・直・造等がそれである。此等は最初、土地の支配者、或は人民中の長者に對する敬語であつたが、後には斯様な地位を有する者を表す稱號となり、朝廷に於かせられても之を認め給ひ、更に新に其の地位になつた者に授け給ふ事となつた。こゝに於いて、姓は一面、官職の意味を有する事となつたが、更に其の一族も同様の姓を名乗るに至つた上、高下の階級を生ずるに至つた故、他方に於いては門閥を表す爵位の如くも考へられるのである。斯くの如く、姓には一面官職的の意味が濃厚であつた爲に、純粹に官職であつた國造・縣主等の如き稱呼もいつしか姓の如く見做されて、其の同族は姓の如く此等の官職名を稱號とするに至つた。

斯様な氏・姓の制度は、太古以來、長年月の間に自然と發達したものである故、時に之を整理する必要のあつた事は勿論であつて、尤恭天皇の氏姓紊亂の

匡正は其の最も大なる者と考へられるのである。此の朝の事、書紀には、天皇の詔として「上古の治、人民所を得て、姓名を錯はず、今朕踐祚して茲に四年になりぬ。上下相争ひて百姓安からず、或は誤りて己が姓を失ひ、或は故に高き氏を認む」と載せ、又「三才顯分以來、多く萬歳を歴て、一氏蕃息、更に萬姓と爲り、其の實を知り難し」とあり、味樞丘辭禍戸押に於いて盟神探湯せしめて氏姓の紊亂を匡正された事のみを載せて居るが、古事記の同じ天皇の條には、

是に天皇、天下の氏々名々の人等の氏姓の忤ひ過てることを愁ひまして、味白樞之言八十禍津日前に玖訶瓮を居ゑて、天下の八十友緒の氏姓を定め賜ひき

と載せ、又同書の序文にも、

姓を正し氏を撰びて、遠飛鳥に勅したまふ（遠飛鳥は允恭天皇の都の名である）

とあつて、單に紊亂を匡正されたばかりでなく、氏姓の制度を確立された事となつて居る。

古事記の方がよいのであつて、從來、自然の發達に任せて居た氏姓を整頓せられて、公・臣・連・直・造・首の六姓を定められたのは、此の時代の事であらうと考へられるのである。右の内、公は太古から存する姓であるが、此の朝以來は開化天皇以後の皇裔諸氏に賜はる事になつた様に思はれる、即ち准皇族の姓である。次に臣も從來何の制限もなく使用されたが、此の朝以來は孝元天皇以前の皇胤諸氏に賜ふ事となり、後には從來のものと區別して、此の例に漏れる者には使主の字を用ひしめて居る。次に連は天神裔、及び天孫裔の氏族中、有力なものに賜はり、直は國造に、造は伴造に、首は縣主以下の地方官及び造を賜らない伴造の稱する姓であつたと考へられるのである。以上は多少例外もあるが、大體さうなつて居るのであつて、允恭天皇朝に人爲的に定められ

たと云ふ事は推定に過ぎないが、どうしても上古時代さう云ふ規定があつたと見ねばならないのである。勿論、此の後、天武天皇が八姓を定め給うた際にも、従來の姓は其の儘になさつた如く、上古も以上六姓の外、我孫・史・吉士・村主等、他に猶ほ多くの姓が見受けられるのである。

以上六姓の内、公姓は准皇族の氏である故、之を除くと、臣姓と連姓とを有する氏が最も有力であつて、諸臣の上位にあつた故、書紀の卷々には、「臣・連・國造・伴造」と云ふ風に載せられ推古天皇の廿八年、聖德太子が蘇我馬子と計り給ひて諸本記を編纂せられた際には、「天皇記、及國記、臣・連・伴造・國造・百八十部並公・民等の本記」と見えて居る。此の諸本記は文獻所載の最古の官撰國史であるが、其の名稱より窺へば、國史のみならず、臣連以下諸氏の系譜の如きものが集録されて居たと考へられるのである。

第二節 氏族政治の廢止と中古の氏姓制度

大化の大改革によつて、氏族制度を基とした上古の氏族政治は廢止されて、門閥に關らず人才を登用せらるゝ事となり、皇土皇民・中央集權・惡風打破等の大理想によつて、諸種の改革が實行された爲に、特殊の官職を除けば、世官世職の風は止み、氏姓は次第に政治的の意味を失ふ事となつた。しかし社會的には猶ほ大きな意味のあつた事は勿論である。従つて書紀天智天皇卷三年條には、

大氏の氏上には大刀を賜ひ、小氏の氏上には小刀を賜ひ、其の伴造等の氏上には干楯・弓矢を賜ふ。亦其の民部・家部を定む

と見ゆるが如く、氏上には大小刀・干楯・弓矢を賜ひて其の表象とせられ、更に其の隸屬民たる民部(部曲)、家部(家人)を定められたのである。但し右の内、

民部即ち部曲の民は天武天皇の御代に至つて廢止せられた。

又天智天皇の九年には戸籍が定められた。此の歳は庚午であつたので、之を庚午年籍と云ひ、此の後、戸籍は六年毎に造り改められる規定であつたが、此の庚午年籍のみは基本戸籍として長く保存される事となつて居た。新撰姓氏錄の序文に、

皇極、鏡を握らせたまふときに、國記皆焼け、幼弱は其の根源に迷ひ、狡強は其の偽説を倍せり。天智天皇の儲宮たりしとき、船史惠尺、燼書を奉進す。庚午の年に至りて、戸籍を編造して、人民の氏骨、各其の宜しきを得たり。茲より以降、歴代の帝王、時に隨ひて改正し、聯綿として絶えず

とあるのが之であつて、國記とは前述聖德太子が蘇我馬子と相談して作られた諸本記を云ふのであつて、皇極天皇朝、蘇我氏滅亡の際、蝦夷之を焼いたが、

船史惠尺、火中に入りて焼けつゝある本書を取出して中大兄皇子に献上した。庚午年籍は此の本記を基礎として作製せられたと云ふのだから、上代の社會状態を窺ふ好箇の史料であつたらうが、早く亡んでしまつた事は惜しむべきである。

其の後、天武天皇朝に至つて、姓制度の大改革があつた。初め天皇の八年（書紀九年條、以下皆然り）忌部首子首が連姓を賜ひ、次いで九年正月、草香部吉士大形が難波連姓を賜はつたが、同年四月に至り、錦織造小分・田井直吉麻呂・次田倉人・椹足石勝・川内直縣・忍海造鏡・荒田尾直能麻呂・大狛造百枝・同足坏・倭直龍麻呂・門部直大島・穴人造老・山背狛鳥賊麻呂等十四人に連姓を賜はつて居る。以上は何れも連姓以下の氏であつたのだが、其の勳功を思召されて連姓を下し賜うた譯である。次いで同十二月舍人造糠忠と書首智徳とが連姓を賜はつて居る。

しかし以上は、何れも人名を擧げたるを思へば、其の人の一家に賜はつたに過ぎないが、十年五月に至り、倭漢直の一族が全部連姓を賜ひ、更に十一年九月には、倭直・栗隈首・水取造・矢田部造・藤原部造・刑部造・福草部造・凡川内直・川内漢直・物部首・山背直・葛城直・殿服部造・門部直・錦織造・纒造・鳥取造・來目舍人造・檜隈舍人造・大狛造・秦造・川瀬舍人造・倭馬飼造・川内馬飼造・黃文造・薦集造・勾宮作造・石上部造・財造・日奉造・瀨部造・穴穂部造・白髮部造・忍海造・羽束造・文首・小泊瀬造・百濟造・語造等の三十八氏に連姓を賜ひ、次いで同十月には三宅吉士・草壁吉士・伯耆造・船史・壹伎史・娑羅々馬飼造・菟野馬飼造・吉野首・紀酒人直・采女造・阿直史・高市縣主・磯城縣主・鏡作造等十四氏に、次いで十二年正月には三野縣主と内藏衣縫造とに連姓を賜はつて居る。

以上は何れも京畿在住の連以下の氏であつたが、特に連姓を授けて其の家格を高められたのである。しかし時代の推移と共に、諸氏の興亡盛衰は甚だしく、到底これ位の改革では整理しきれなかつた爲であらう、十二年十月に至り、一大改革を行はせられる事となつた。即ち詔して、

更に諸氏の族姓を改めて、八色の姓を作りて、以て天下の萬姓を混す。一に眞人と曰ひ、二に朝臣と曰ひ、三に宿禰と曰ひ、四に忌寸と曰ひ、五に道師と曰ひ、六に臣と曰ひ、七に連と曰ひ、八に稻置と曰ふ

と。即ち八姓の制定であつて、其の日、守山公・路公・高橋公・三國公・當麻公・茨城公・丹比公・猪名公・坂田公・羽田公・息長公・酒人公・山道公の十三氏に眞人姓を賜ひ、十一月に至り、大・三・輪君・大春日臣・阿倍臣・巨勢臣・膳臣・紀臣・波多臣・物部連・平群臣・雀部臣・中臣連・大宅臣・粟田臣・石川臣・櫻井臣・采女臣・川中臣・小墾田臣・穗積臣・山背臣・鴨君・小野臣・川邊臣・櫛井臣・柿本臣・輕部臣・若櫻部臣・岸田臣・高向臣・穴人臣・來目

臣・犬上臣・上毛野君・角臣・星川臣・多臣・曾方君・車持君・綾君・下道臣・伊賀臣・阿閉臣・林臣・波彌臣・下毛野君・佐味君・道守君・大野君・坂本臣・池田君・玉手臣・笠臣等の五十二氏に朝臣姓を賜ひ、十二月に至り、大伴連・佐伯連・阿曇連・忌部連・尾張連・倉連・中臣酒人連・土師連・掃部連・境部連・櫻井田部連・伊福部連・巫部連・忍壁連・草壁連・三宅連・兒部連・手廻連・丹比連・靱丹比連・漆部連・大湯人連・若湯人連・弓削連・神服部連・額田部連・津守連・縣犬養連・稚犬養連・玉祖連・新田部連・倭文連・氷連・凡海連・山部連・矢集連・狹井連・爪工連・阿刀連・茨田連・田目連・小子部連・菟道連・猪使連・海犬養連・間人連・春米連・美濃矢集連・諸會臣・布留連等五十氏に宿禰姓を賜ひ、翌十三年六月に大倭連・葛城連・凡川内連・山背連・難波連・紀酒人連・倭漢連・河内漢連・秦連・大隅直・書直等十一氏に忌寸姓を賜はつた。

以上八姓を其の賜姓の實例から考へて見るに、眞人は從來の公に相當するものであつて、應神天皇以後の皇胤、それも主として稚渟毛二派王の後裔、即ち繼體天皇御近親の後裔である故、親近でない皇族に賜はる姓であつた事が察せられ、朝臣は二三の例外はあるが、原則としては從來の臣に相當するものであつて、景行天皇以前の皇胤に賜はつた事がわかり、宿禰は同様に從來の連に相當するもので、天神族・天孫族の名族に賜はつたのである。次に忌寸を賜はつた氏も多くは連姓であるが、それは此の前に直や造から連となつたものであつて、大體、此の姓は從來の直・造の二姓に相當すると考へられるのである。

道師以下の賜姓の事が見えないけれど、其の名稱や前後の關係から考察すれば、道師は造姓及び藥師・畫師・史・譯語等の有力なる氏に賜はるのであつたらう。而して以上の如き高級の姓を賜はらない臣姓と連姓とは、從來の儘として第六位・第七位に置き、其の他の姓は一切を擧げて稻置とするのであつたと

考へられる。しかし種々の故障があつたので之を中止し、且つ此の賜姓は京畿の氏及び京畿に邸宅を有する氏に限られて地方豪族に及ばなかつた爲、新姓を賜はらなかつた氏は従來の儘の姓を稱する事となつた。そして此の後、多少有力な氏は、引き續き上述忌寸以上の高級姓を賜はらん事を願ひ、遂には系統に關らず、有力なる氏は、諸蕃の氏でも、朝臣・宿禰等を賜ふに至るのである。これから平安時代に互り、斯様な運動、即ち姓なきものは姓を賜はらんと欲し、之を有する者は更に高級の姓を賜はらん事を願つて居るので、氏姓と云ふものが、社會上未だに大きな意義を持つて居た事がわからう。而して持統天皇五年八月に、大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野・大伴・紀伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・采女・穗積・阿曇の十八氏に命じて、其の祖先の纂記を奉らしめたのも、同様な現象と見るべきであらう。此等の諸氏は當時の最強族であつて多くの支族・分族を持つて居た故、先づ其の纂記を上進せ

しめたのであつて、此の後、諸氏に命じて本系帳或は氏文を奉らしめた正史上の初見である。かくして左記の如く氏族志編纂の計畫となるのである。

第三節 氏族志編纂計畫

氏族志編纂計畫は淳仁天皇の天平寶字年間のことであつて、新撰姓氏錄の序文に、

勝寶年中に、特に恩旨有りて、諸蕃に聽許して、願の任に之を賜ひ、遂に前姓・後姓をして文字斯れ同じく、蕃俗・和俗をして氏族相疑はしむ。萬方の庶民、高貴の枝葉に陳り、三韓の蕃賓、日本の神胤と稱す。時移り人易り、知りて言ふもの罕なり。寶字の末、其の争猶繁し、仍りて名儒を聚めて、氏族志を撰ばしめしに、抄案半ならざるに、時の難有るに逢へり。諸儒解體して、輟みて興らず

と載つて居る。勝寶と云ふのは孝謙天皇の天平勝寶九年の事であつて、此の時、特別の御思召により諸外國から來た人にも願のまゝに氏姓を賜ふ事となつた事を云ふのである。かくして同名異流の氏が多くなつたが、其の後、征新羅の計畫が企圖された事程、日韓の關係が悪化した爲、斯様な記事を見るに至つた譯である。

かくして天平寶字年間、氏族志を編纂する事となり、撰氏族志所・勘系所と云ふ様な役所が出来、中臣氏本系帳に、

天平寶字五年、撰氏族志所の宣に依りて勘造して進むる所の本系帳などに見ゆるが如く、諸氏に命じて本系帳を奉らしめたが、偶、惠美押勝の亂があつて、此の計畫は完成を見ずして中絶するに至つたのである。しかし後述の新撰姓氏錄が新撰と冠するのは、此の氏族志に對してであらうから、草案位は出來たのかも知れない。

その後、桓武天皇に至つて再び氏族志編纂を企てられた。これが新撰姓氏錄編纂の起原であつて、同書序文前引用文の續きに、

皇統彌照聖明、生れながらにして叡哲にまします。自ら性仁に體し、威は日出の岷に被り、徳は月朏の域に光れり。烽を停め、關を廢し、文軌一爲り、慮は品物に周く、思は正名に切なり、廻ち絲綸を降して、本系を撰勘せしめたまふ。紺帙未だ畢らざるに、鳳輿登遐したまへり

と載つて居る。皇統彌照聖明とは桓武天皇の御事であつて、同朝廷曆十八年十二月二十九日の勅に、

天下の臣民、氏族已に衆し。或は源を同じうして流別なるあり、或は宗を異にして姓同じきあり。譜牒に據らんと欲すれども、多く改易を經、籍帳を検するに至り、本枝を辨じ難し。宜しく天下に布告して本系帳を進めしむべし。三韓諸蕃亦同じ。但し始祖及び別祖等の名を載せしめ、枝流並に

繼嗣の歷名を列する勿れ。若し元貴族の別に出づる者は、宜しく宗中長者の器を取りて之を申すべし。凡そ厥の氏姓、率ね假濫多し、宜しく確實に在るべく、詐冒を容るゝ勿れ。來年八月三十日以前、惣べて進了せしむべし
(日本後紀)

とあつて、三代實錄・貞觀十四年八月十三日條、家原氏主等の解に「延曆十八年、本系を進むるの目」とあるので、氏々が此の勅によつて本系帳を進めた事はわかるのであるが、完成を見ずして天皇は崩御せられたのである。

第四節 新撰姓氏錄の完成

かくて嵯峨天皇の御代に至り、父帝の御心を嗣ぎ給ひ、中務卿萬多親王を總裁とし、右大臣藤原朝臣園人・參議同緒嗣・陰陽頭阿倍朝臣眞勝・尾張守三原朝臣弟平・大外記上毛野朝臣額人等を撰者として、氏族志の編纂に従事せしめ

給うた。姓氏錄序に、

前志を追慕し、此の文を推弘し、書府の秘藏を開き、諸氏の苑丘を尋ねしめたまふ

とあるのが夫れであつて、爾來、

臣等、歷く古記を探り、博く舊史を觀るに、文駁に、辭躋にして、音訓糾雜せり。一事を會釋すれば、還りて楯矛を作し、兩説を構合すれば、則ち抵牾すること有り。新進の本系は、多くは故實に違ひ、或は兩氏を錯綜して、混じて一祖と爲し、或は源流を知らずして、倒に祖次を錯り、或は己が祖を迷失して、過りて他氏に入れ、或は巧に他氏を入れて、以て己が祖と爲す。新古煩亂して交夷し易からず、彼此謬錯して勝けて數ふ可からず。是を以て之を不日に成さむと欲ふと雖も、而も猶茲に十歲にして、京畿の本系、未だ過半を進らず、今見進に依りて以て類論せり

とある如くにして出来上つた。新撰姓氏錄がそれであつて、弘仁六年七月二十日の上奏、目錄を併せて三十一卷、倭漢を兼ねて一千一百八十二氏の出自家系が載せられて居る。而して卷末に治部省少丞石河朝臣國助・治部省少録伊豫部連年嗣・治部省少録越知直淨繼・散位寮少屬高志連正嗣・大舍人大伴宿禰根守・散位大田祝山直男足・散位味部公廣河・散位内藏忌寸御富等八人の署名がある、恐らく毎日、實際に其の衝に當つた人々であらう。

さて本書は、上述の如く、淳仁天皇以來繼續の大事業であつて、親王を總裁とせられた點は、日本書紀が舍人親王を、大寶律令が刑部親王を總裁となさつたに比すべきであつて、正に我が國三大勅撰の大寶典と云はねばならぬのである。従つて續日本紀以下の五國史や、養老律令以下の義解、格式等、及び古今集以下の二十一代集などよりも重大なものであつた事は云ふ迄もない。斯くの如き大編纂であるが、既に松下見林や栗田寛等の先輩が説かれた如く、今に傳はつ

て居る姓氏錄は抄略本であつて、完本ではない。それは單に三十一卷とあるに關らず、餘りに分量が尠な過ぎる點からでも直に察する事が出来よう。三十一卷と云へば日本書紀と同卷數である、勿論一卷の分量なるものに定つた規定があつた譯でなく、多少の増減は免れないが、古事記以下、此の時代に出来た他の書物の例から推すと、餘りに薄過ぎるのである。殊に政事要略・太子傳玉林抄、東大寺要錄などに引用されて居る姓氏錄の遺文と今本姓氏錄の文とを比較すれば、大いに抄略されて居る事がわかり、又勅撰の三代實錄中に家原連・支部谷直の事を載せて、姓氏錄中に記載されて居る趣が見ゆるのに、今本姓氏錄に見えないので益、然るを知るのである。なほ坂上系圖には長文の姓氏錄引用文があり、又最近見出された鴨脚家の文書中、具注曆の裏書にも姓氏錄の逸文があるが、何れも今本にないので、今本は極めて抄略されたものである事がわかるのである。

これは實に残念な事であるが、今更どうする事も出来ないで、以下今本姓氏錄を基として述べようと思ふ。

第二章 姓氏錄の内容と氏族の分類

今本姓氏錄は上述の如く抄略本ではあるが、大體完本の體裁に據つたのであらう、紙數が甚だ少いけれど、やはり三十卷と云ふ事になつて居る。但し前述した逸文と比較して見ると、多少卷數に出入がある故、或は紙數の都合で多少加減が加へられたかも知れぬが、今は今本卷數に據るの外ないのである。

第一卷は左右兩京・畿内五國中の真人姓の氏のみ四十四氏が載せられて居る。これは序文に「真人は是れ皇別の上氏なり。京畿を並集して一卷と爲し、皇別の首に附く」とある如く、真人姓は皇族に准すべき氏である故、最初に收められたのである。内、左京は息長真人等三十氏、左京は山道真人等十一氏、山城

は三國真人が一氏、大和は酒人真人が一氏、攝津は爲奈真人が一氏で、河内・和泉二國には無かつたと見えて載つて居ない。出自から云ふと、應神天皇の皇子稚渟毛二俣王の後裔より天武天皇の皇胤に及んで居る。皇親としては可なり疎遠であるのに、特に稚渟毛二俣王の後裔を真人姓としたのは、繼體天皇が此の皇子の御子孫であつて、血縁より云へば仁徳天皇の御子孫よりも近い故であつたであらう。此の皇子の御子孫を除けば、何れも繼體天皇以後の列聖の御後裔故、此の天皇以後、此等の諸氏は皇族として待遇され、天武天皇の御代に至つて真人姓を賜はつたと考へられるのである。

第二卷は左京の皇別の上卷であつて、源朝臣等四十二氏を收めて居る。最初の源朝臣は嵯峨天皇裔、次は桓武天皇裔なる良峯・長岡の二朝臣、次は光仁天皇裔なる廣根朝臣、次は天智天皇裔なる脊原・淡海の二朝臣と天武天皇裔なる三原・永原の二朝臣と敏達天皇裔なる橋朝臣とである。以上九氏は當然真人姓

に列せらるべきであつたが、特別の事情により、朝臣姓を賜ひて臣下とせられたものである、よつて特に尊んで最初に載せたと考へられるのである。十番目の阿倍朝臣以下は一般の皇別氏であつて、以下成るべく同族を集めて載せられて居るが、時に異例がないでもない。

第三卷は左京皇別の下卷であつて、大春日朝臣等三十二氏を收め、第四卷は右京皇別上卷、八多朝臣等三十三氏、第五卷は右京皇別下卷、粟川朝臣等三十四氏、第六卷は山城國皇別、小野朝臣等二十四氏、第七卷は大和國皇別、星川朝臣等十八氏、第八卷は攝津國皇別、川原公等二十九氏、第九卷は河内國皇別、阿閉朝臣等四十六氏、第十卷は和泉國皇別、道守朝臣等三十三氏を收めて居る。以上の十卷は總べて皇別氏であつて、第五卷の終に收められた新良貴氏を除けば、總べて歴代天皇の後裔である。而して新良貴氏は彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊ヒコノミヤコの男稻飯命イナヒメノミコの後である故、序文に皇別を定義して「天皇皇子の派は、之を皇

別と謂ふ」とある規定に外れるが、稻飯命は神武天皇の御兄弟故、特に皇別に加へたものと考へられるのである。

第十一卷は左京神別上卷、天神三十八氏を收め、藤原朝臣を首として居る。第十二卷は左京神別中卷、大伴宿禰以下天孫十九氏と出雲宿禰以下天孫四氏を收め、第十三卷は左京神別下卷、伊勢朝臣以下天神三氏・尾張宿禰以下天孫十六氏・弓削宿禰以下地祇二氏、第十四卷は右京神別上卷、采女朝臣以下天神三十四氏・出雲臣等天孫二氏、第十五卷は右京神別下卷、天神二氏・天孫二十氏・地祇七氏、第十六卷は山城國神別、天神三十二氏・天孫十一氏・地祇二氏、第十七卷は大和國神別、天神二十三氏・天孫十四氏・地祇七氏、第十八卷は攝津國神別、天神二十四氏・天孫十三氏・地祇八氏、第十九卷は河内國神別、天神四十七氏・天孫十三氏・地祇三氏、第二十卷は和泉國神別、天神四十三氏・天孫十六氏・地祇一氏を收めて居る。

以上、神別とは序文に「天神地祇の冑は、之を神別と謂ふ」と見ゆるが如く、神代諸神の後裔であるが、之を上述の如く、天神・天孫・地祇の三種に區別して居る。天神・地祇の區別は古くより存して居るが、天孫を加へて神別を三種としたのは此の書が最初であらう。内、天神とは高天原に坐した神々の後裔であり、地祇とは國土の神の意であつて、本書としては其の後裔と傳へらるゝ氏族を指したのである。次に天孫とは天照大神の御裔の意である故、天神中の心をなす神であり、又皇別も要するに天神であるが、天皇御裔は皇別として、神別と區別する故、結局、天照大神より鵜草葺不合尊まで五代の皇神から分れた氏々であるけれど、前述の如く、稻飯命の御裔は神武天皇御兄弟の御子孫故之を皇別に收めたものと考へられる。

以上の如く、本書は神別を分つて三種として居るが、實際各氏々を調査して見ると、他の古典と一致しない點があり、猶ほ其の出自より見れば、本書中に

於いても前後差異がある様に思はれる。これは何に因つて起つたか、錯亂かとも考へられるが、今本は省略本であるけれど、完本を其の儘に省略したのであらうから、場所を移動したとは思はれない。しからば編者の誤りか、或は提出した氏に於いて、しかく傳へて居た爲であらうか。若し後者とすれば一説として充分考ふる必要があらう、よつて此の問題は後に譲る事としよう。

次に第二十一卷は左京諸蕃上卷であつて、太秦公宿禰以下、漢が三十五氏、第廿二卷は左京諸蕃下卷であつて、漢四氏・百濟十四氏・高麗十五氏・新羅一氏・任那三氏が收められて居る。次に第廿三卷は右京諸蕃上卷であつて、漢が三十九氏、第廿四卷は右京諸蕃下卷であつて、漢五氏・百濟四十六氏・高麗九氏・新羅三氏、第廿五卷は山城國諸蕃、漢九氏・百濟六氏・高麗五氏・新羅一氏・任那一氏を收め、第廿六卷は大和國諸蕃、漢十一氏・百濟六氏・高麗六氏・新羅一氏・任那二氏を收め、第廿七卷は攝津國諸蕃、漢十三氏・百濟九氏・高

麗三氏・新羅一氏・任那三氏を收め、第廿八卷は河内國諸蕃、漢三十六氏・百濟十五氏・高麗三氏・新羅一氏を收め、第廿九卷は和泉國諸蕃、漢十一氏・百濟八氏・新羅一氏を收めて居る。

以上諸蕃は序文に「大漢・三韓の族は、之を諸蕃と謂ふ」と載せたるが如く、朝鮮・漢土より渡來して來た人々の後裔を云ふのである。蕃は藩と通ずる文字であつて、ミヤツコグニと云ふ訓のある處を見れば、我が屬國の意である。漢土を我が屬國と云ふのは、どうかと思ふが、支那が自國を中國或は中華と云ふ如く、我が國でも自國を中國とも華夏とも云ひ、西の國々を西蕃と云つた、その例に據つたのである。けれど本來、日韓は同族であり、太古は同域であつたと考へられる故、斯様な區別は日韓分離以後と考へてもよい。この事は後に説かう。

なほ弘仁私記序には、氏族を神胤・皇裔・慕化・古風の四として居る。神胤

は神別であり、皇裔は皇別である事は勿論であつて、他の二は

東漢西漢史及び百濟氏等を慕化となし、高麗及び東部後部氏等を古風と爲す也

と説明して居る。斯様な分類法もあつたのであり、又三漢諸蕃と載せたものも存するのである。なほ本書は漢・百濟・高麗・新羅・任那の五種と明記して居るが、一々について調査すれば、しかく簡單なものでない。その事も後に述べよう。

次に第三十卷は未定雜姓とて百十七氏を收めて居る。これは序文に「未定は是れ諸氏の未だ明ならざるものなり、總べて一卷と爲して諸蕃の尾に附く」と載せ、又本卷の初めに、

氏姓の職山しやくざんする本系を勘かんへ尋ぬるに、此等の姓祖、古記に違ひ、事、舊典に漏れ、研究を加ふと雖、自然及ばざる所あり。故に集めて別卷と爲し、

號けて未定と曰ひ、之を末に附けて後賢を俟つ

と載せて居る。何等か疑問があつたので未定としたもので、其の云ふところに従へば、左京は皇別四・神別二・諸蕃五、右京は皇別三・神別九・諸蕃十一、山城國は神別五・諸蕃六、大和國は神別六・諸蕃五、攝津國は皇別三・神別十、諸蕃一、河内國は皇別七・神別八・諸蕃十六、和泉國は皇別五・神別七・諸蕃四である。

此等の内には可なり亂暴な記事が見受けられる。例へば孔王部首が安康天皇の後裔と稱するが如きは其の一であつて、此の天皇に御子のなかつた事は、記紀の記事に照して明白故、未定に收められたのも其れ故と考へられよう。しかし中には一見正當と考へられるものもあつて、何が故に未定に入つたか不明なものもあるが、今本姓氏錄は抄本故、抄略された部分に怪しむべき點があつたかと思はれるのである。だが前述孔王部首の場合にしても、本來孔王部は安

康天皇の御名代部であるから、其の伴造たりし此の氏が天皇の後胤と自稱するには、多少緣故があると云はねばならぬのである。斯様な風に見て行けば、此の卷も捨て難い點が尠くない。

第三章 姓氏錄より觀たる上代氏族史

第一節 天 神 族

以上、姓氏錄の内容について略述した故、次には其の記事を基として、各氏族の大概を略述し、聊か氏族方面より我が上古史の瞥見を試みよう。その目的を達する爲に、本書所載の氏を時代別とし、古い氏から觀察して行くと、先づ天神と云ふ氏は、未定を除けば、二百五十五氏であつて、神別全體の大半を占めて居る。天神とは、太古、天祖天照大神に近く仕へ奉つた神々の後であつ

て、後世の雲上家・殿上人に比すべき氏であつた。

その内、最も多いのは物部氏の一族であつて、神饌速日命の後と云つて居る。石上朝臣・穂積朝臣(六世孫伊香我色雄命後)・阿刀宿禰(石上同祖)・若湯坐宿禰・春米宿禰・小治田宿禰・弓削宿禰・氷宿禰・穂積臣(伊香賀色雄命男大水口宿禰後)・矢田部連(伊香我色乎命後)・矢集連(同上)・物部肩野連(同上)・柏原連(同上)・依羅連(十二世孫懷大連後)・柴垣連(同上)・佐爲連(六世孫伊香我色乎命後)・葛野連(同上)・登美連・水取連(皆同上)・大貞連(十五世孫彌加利大連後)・會根連・越智直・衣縫造・輕部造・物部(皆石上同祖)・眞神田會禰連(六世孫伊香我色乎命男氣津別命後)・大宅首(大閉蘇杵命孫建新川命後)・猪名部造(伊香我色男命後)・采女朝臣(六世孫大水口宿禰後)・中臣習宜朝臣(孫味瓊杵田命後)・中臣熊凝朝臣(同上)・巫部宿禰(六世孫伊香我色雄命後)・箭集宿禰・内田臣(皆同上)・長谷置始連(七世孫大新何命後)・高橋連(同上)・水取連(六世孫伊香我色雄命後)・小治田連(同上)。

依羅連(十世孫伊已布都大連後)・會禰連(六世孫伊香我色雄命後)・肩野連(同上)・若櫻部造(三世孫出雲色男命四世孫物部長眞膳連後)・大宅首(大閉蘇杵命孫建新川命後)・阿刀宿禰(孫味饒田命後)・阿刀連・熊野連(皆同上)・宇治宿禰(六世孫伊香我色雄命後)・佐爲宿禰(同上)・佐爲連(八世孫物部牟伎利足尼後)・中臣葛野連(九世孫伊久比足尼後)・巫部連(十世孫伊已布都乃連公後)・高橋連(十二世孫小前宿禰後)・宇治山守連(六世孫伊香我色雄命後)・奈癸私連(同上)・眞髮部造(六世孫大賣布乃命後)・今木連(同上)・奈癸勝・額田臣(伊香我色雄命後)・筑紫連(男味眞治命後)・秦忌寸(神饌速日命後)・館部首(十二世孫物部目大連後)・佐爲連(十世孫伊已止足尼後)・志貴連(孫日子湯支命後)・眞神田首(伊香我色乎命後)・長谷山直(六世孫伊香我色男命後)・矢田部(七世孫大新河命後)・縣使首(宇麻志摩連命後)・長谷部造(十一世孫千速見命後)・若湯坐宿禰(六世孫伊香我色雄命後)・巫部宿禰・内田臣・阿刀連・物部韓國連(伊香我色雄命後)・矢田部造・佐夜部首(氷連(十世孫伊已灯宿禰後)。

鳥見連(十二世孫小前宿禰後)・高屋連(十世孫伊己止足尼大連後)・高橋連(十四世孫伊己布都大連後)・宇治部連(六世孫伊香我色乎命後)・物部依羅連・矢田部首(六世孫伊香我色雄命後)・物部(十三世孫物部布都久呂大連後)・物部飛鳥(六世孫伊香我色雄命後)・積組造(子于摩志摩治命後)・日下部(孫比古由支命後)・栗栖連(子于摩志摩治命後)・若湯坐連(膳杵磯丹杵穗命後)・勇山連(三世孫出雲醜大使主命後)・物部首(子味嶋乳命後)・津門首(六世孫伊香我色男命後)「采女臣(六世孫伊香我色雄命後)・韓國連(同上)・阿刀連・宇遲部連・巫部連(眞椋大連後)・曾根連・志貴縣主(七世孫大賣布命後)・若櫻部造(七世孫止知尼大連後)・榎井部(四世孫大矢口根大臣命後)・物部(六世孫伊香我色雄命後)・網部・衣縫・高岳首(十五世孫物部鹿鹿火大連後)・安慕首(七世孫十千尼大連後)の二百五氏に達して居る。上古、蘇我氏と對抗して勢力が甚だ大であつたのも誠に故ある事と考へられよう。

次に多いのは中臣氏の一族であつて、藤原朝臣(津速魂命三世孫天兒屋根命二十

三世孫中臣連鎌子後)・大中臣朝臣(同祖)・中臣酒人宿禰(天兒屋根命十世孫臣狹山命後)・伊香連(十世孫、以上何世孫と云ふは總べて天兒屋根の何世也、臣知人命後)・中臣宮處連・中臣方岳連・中臣志斐連(十一世孫雷大臣命男弟子、六世孫意富乃古連)・殖栗連・中臣大家連・中村連(己己都牟須比命子天乃古矢根命後)「壹伎直(十一世孫雷大臣命後)」大家臣・添縣主(津速魂命男武乳遺命後)「津嶋朝臣・棕垣朝臣・荒城朝臣・中臣束連(九世孫鯛身命後)・神奴連(十一世孫雷大臣命後)・中臣藍連(十二世孫大江臣後)・中臣太田連(十三世孫御身宿禰後)・生田首(十一世孫雷大臣命後)」菅生朝臣・中臣連(津速魂神十四世孫雷大臣命後)・中臣酒屋連(同神十九世孫真人連公後)・村山連・中臣高良比連(津速魂命十三世孫臣狹山命後)・平岡連(同神十四世孫鯛身臣後)・川跨連(同神九世孫梨富命後)・中臣連・中臣「宮處朝臣・狹山連・和太連・志斐連・蜂田連・殿來連・大鳥連・中臣部・民直・評連・畝尾連・中臣表連の四十二氏に達して居る。

次は大伴氏の一族なる大伴宿禰(高皇產靈命五世孫天押日命後)・佐伯宿禰(道臣命七世孫室屋大連公後)・大伴連(同神十世孫佐豆彦後)・榎本連(同上)・神松連(同神八世孫金村大連公後)「大伴太田宿禰・佐伯日奉造(天押日命十一世孫談連後)・高志連(高魂命九世孫日臣命後)・高志王生連(日臣命七世孫室屋大連後)」高志連(天押日命十一世孫大伴室屋大連公後)・仲丸子(日臣命九世孫金村大連後)「林宿禰(室屋大連公男御物宿禰後)・家内連(高魂命五世孫天忍日命後)・佐伯首(天押日命十一世孫大伴室屋大連公後)」大伴山前連(日臣命後)の十五氏を收めて居る。

以上三氏は上古を通じて盛大を極めた大族である故、一族の多いのは怪しむに足りない。内、物部氏は饑速日命の裔と云ひ、中臣氏は津速產靈神(津速魂命)の後、大伴氏は高皇產靈神(高魂命)の子孫と傳へられて居る。

最後の高皇產靈神の裔と云ふ氏は、大伴氏(同神五世孫天押日命後)の外、本書に明記するもの日奉連・小山連(男櫛玉命後)・久米直(八世孫味耳命後)・弓削宿

禰(孫天日鷲翔矢命後)・齋部宿禰(男天太王命後)・玉祖宿禰(十三世孫大荒木命後)・玉作連(孫天明玉命後)・伊與部(三世孫天辭代主命後)・葛木忌寸(五世孫劔根命後)・小山連(男櫛玉命後)・弓削宿禰(孫天毘和志可氣流夜命後)・玉祖宿禰(十三世孫建荒木命後)・葛木直(五世孫劔根命後)・役直(孫天神立命後)・恩智神主(男伊久魂命後)・荒田直(五世孫劔根命後)の十六氏、及び畝尾連(天辭代命男國辭代命後)・飛鳥直(天辭代主命後)も前述伊與部條に照して此の流と思はれる。

以上の外、天神中多數を占むる者は神皇產靈神(神魂命)の裔と稱する氏であつて、明記する者には、縣大養宿禰(八世孫阿居太都命後)・大椋置始連(同上)・竹田連(十三世八東歷命後)・間人宿禰(五世孫玉櫛比古命後)・爪工連(男多久都玉命三世孫天仁木命後)・多米連(五世孫天日和志命後)・若倭部(十八世孫子田知後)・三嶋宿禰(十八世孫建日穗命後)・天語連(七世孫天日鷲命後)・久米直(八世孫味日命後)・屋連(十一世孫天御代命後)・多米宿禰(五世孫天日鷲命後)・波多門部造(十三世孫意富

支閉連公後)・若倭部連(七世孫天筒草命後)・今木連(五世孫阿麻乃西乎乃命後)・巨
 椋連(同上、止與波知命後)・賀茂縣主(孫武津之身命後)・鴨縣主(孫鴨建津身命後)・
 矢田部鴨建津身命後)・丈部(同上)・西泥部(同上、鴨建玉依彥命後)・祝部(同上、
 建角身命後)・稅部(男角凝魂命後)・委文宿禰(大味宿禰後)・田邊宿禰(五世孫天日
 鷲命後)・多米宿禰(二十二世孫意保止命後)・多米連(五世孫天比和志命後)・犬養(十
 九世孫田根連後)・目色部眞時(十二世孫大足尼命後)・多米連(男天石都倭居命後)・
 城原(五世孫大廣目命後)・紀直(五世孫天道根命後)・大村直田連(天道根命後)・爪
 工連(男多久豆玉命後)・物部連(天道根命後)・和山守首(同上)・和田首(同上)・高
 屋首(同上)・大庭造(八世孫天津麻良命後)・神直(五世孫生玉兄日子命後)・紀直(男
 天御氣持命後)・大村直(同上)・川瀬造(五世孫天道根命後)・直尻家(同上)・高野
 (同上)の四十五氏、なほ角凝命(角凝魂命)の後と云ふ雄儀連(十五世孫平巖連後)・
 鳥取部連(十三世孫天湯河桁命後)・鳥取連(三世孫天湯河板舉命後)・委文連(男伊左

布魂命後)・竹原(同上)・額田部宿禰(男五十狹經魂命後)・額田部(同上、明日名田
 命後)・河内の委文宿禰・美努連(三世孫天湯川田奈命後)・鳥取(三世孫天湯河桁命
 後)・和泉の鳥取(同上)の十一氏は前述稅部條に照して此の流であり、又明日名
 門命裔と云ふ額田部宿禰(三世孫天村雲命後)・額田部麗玉(十一世孫凝御支宿禰後)・
 額田部宿禰(六世孫天由久富命後)の三氏は、額田部條に照して此の流であり、天
 壁立命の裔と云ふ宮部造(男天背男命後)は前述今木連條に照して又此の流であ
 る。猶ほ本書右京神別下の天孫に收められた滋野宿禰神魂命五世孫天道根命後)・
 大村直(天道根命後)・大家首(天道尼乃命後)、及び大和國神別、天孫の部の大坂直
 (天道根命後)・伊蘇志臣(天道根命後)の五氏も此の流である事は云ふ迄もない。
 其他、天神族と云ふ氏には、移受牟受比命の裔と云ふ浮穴連(五世孫弟意孫
 連後)・浮穴直の二氏がある、此の氏は久米直の次に載せ、而して續日本後紀に
 浮穴直を大久米命の後とし、なほ古事記に「久米直等の祖大久米命」とあると

併せ考へて、久米直と同族である事が明白である。しかるに本書は久米直を高魂尊の裔とも、神魂尊の裔ともあるが、伊豫國久米郡にありし久味國造を、國造本紀に神魂尊十三世孫伊與主命の裔とする故、此等の諸氏も神魂尊の後とすべきであらう。

次に天底立命（天底立命）の後と云ふ伊勢朝臣（六世孫天日別命後）がある。この氏は伊勢風土記には「天御中主尊の十二世孫天日別命」と載せ、國造本紀には伊勢國造を「天牟久怒命孫天日鷲命」の後として居る故、天日別命は前述多米連・多米宿禰・川邊宿禰・天語連等條に見ゆる天日鷲命（天日和志命）と同人であつて、此の氏も神魂尊の後裔であるが、更に其の大祖先なる天底立命、或は天御中主尊の裔としたものらしく考へられ、而して度會氏系圖等にも、此の氏を神魂尊の裔として居るのである。なほ天御中主命裔と云ふ氏には服部連（十一世孫天御杵命後）があり、又同じく服部連と云ふを攝津神別には「煖之速日命十二世孫麻

羅宿禰の後」と云ひ、河内神別には「煖之速日命の後」と傳へて居る。又御手代首がある、「天御中主命十世孫天諸神命の後」と傳へ、同族に神人（可比良命後）がある。

其の他、單に牟須比命（牟須比命）の兒安牟須比命（安牟須比命）の後と云ふ門部連（門部連）があり、全く産靈神の後と見えざる者には神麻績連（天物知命後）・佐伯造（天雷神孫天押人命後）・吳公（天相公十三世孫雷大臣命後）・神宮部造（天破命後）・菅川首（天久斯麻比土都命後）・白堤首（天禰玉命八世孫大熊命後）・大田祝山直（天枝命子天爾支命後）・踰部大炊（天三穗命八世孫意富麻羅後）・川枯首（阿目加伎衰命四世孫阿目夷沙止命裔）、及び振魂命の裔なる掃守連（四世孫天忍人命裔）・大和の掃守（同上）・河内の掃守宿禰・掃守連（四世孫天忍人命裔）・守部連・掃守造（四世孫天忍人命裔）・和泉の掃守連（同上）の七氏がある。但し右京地祇に「和多罪豐玉彥命の兒布留多摩乃命」とある布留多摩と此の振魂とを同神とし、此等は地祇より混れたと云ふ説があるけ

れど採り難い。

以上、天神族二百六十五氏中、物部氏一族は百五氏、津速産靈神の裔、即ち中臣氏の族は四十二氏、大伴氏等、高皇産靈神の裔は三十三氏、神皇産靈神の裔は六十氏、及び天孫の部の五氏を合すれば六十五氏、その他二十五氏である。内、物部氏は神武天皇御東遷に先立つて大和に入國したと傳へられ、而して舊事本紀には其の祖饒速日命を尾張氏の祖火明命と同一神とし「天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊、亦の名天火明命、亦饒速日命と云ふ」と載せて居る、然らば天孫と云ふ事になつて、本書と相容れぬから採用出来ないとしても、本書未定雑姓の中に、神饒速日命天降の時の従者と傳ふる天物部岨度造の裔なる原造、同じく坂戸天物部の裔なる坂戸物部、二田天物部の裔なる二田物部、相槻物部の裔なる同物部を載せて居る處を見れば、同じく天神中でも稍、類を異にするものであつた事は想像するに難くない。

果して然らば、純粹に天神族と云ふ氏の大多數は、高・神・津速の三産靈神の裔と傳へられたのであるが、なほ其の他二十五と數へた内の伊勢朝臣は前述の如く神魂の裔と傳へ、門部連は牟須比命の兒安牟須比命の裔と云ひ、浮穴連・浮穴直の二氏は移受牟須比命の裔と云ひ、更に神魂或は高魂の裔と云つて居る。なほ掃守一族の祖振魂命は本書高魂・神魂・津速魂の例に照せば、フルムスピと訓すべきであらう。更に服部一族が天御中主神の裔と云ふは、古語拾遺等に見ゆる如く、天御中主尊の子を高・神・津速の三産靈神とする思想から、其の始祖を載せたものと想像せざるを得ない故、これも三産靈神の何れかの子孫と云つて居たものであらう。

以上の如く、天神と云ふ氏は殆ど全部がムスピの神の裔であつて、其の大多數は高・神・津速の三産靈神の裔である。しかし最後に云つた様に、此の外、なほ移受牟須比・安牟須比・振魂等があり、更に津速魂の系統に己巳都牟須比

命（興台産靈神）、前述神魂の子とした角凝命は多く角凝魂命と載せ、其の子には伊佐布魂命がある。又高魂神の兒に伊久魂命が見えるのである。以上は本書について述べたのであるが、なほ宮中神殿中には神魂・高御魂・生魂・足魂・玉留魂の五神が奉祀されてある事も併せて考へる必要があらう。

斯くの如く、天神族はムスビの神の後裔と稱する氏であるが、前述の如く移受牟受比・安牟須比・伊久魂等の例を以て云へば、各氏族は夫々何々ムスビの神の後裔と云つて居たが、後に最も偉大なる高・神の兩産靈神を更に其の大祖先とし、更に天地開闢最初の神なる天御中主神に結びつけて行く者さへあるに至つたが、獨り中臣氏一族のみは津速魂の裔と云つて居る爲、遂に天之御中主神を祖とし、高・神・津速の三産靈神を兄弟とするに至つたものであらう。

以上天神族は何れも産靈神の後裔と云ふ事になつて居り、此の神を崇敬する念慮が強かつたのである。これ宮中に於かせられても、前述の如く、其の神殿

に此等の神を祀り給ふ所以であらうと察し奉るのである。猶ほ出雲神の如きも、産靈神を崇敬せられた事は、古事記・書紀及び出雲風土記によつて窺ふ事が出来るのである。即ち産靈神は我が國民全體が崇敬し奉つた神であつた。しかも後述の如く、天孫・皇別の諸氏は日神の御裔なる皇室傍系の子孫と云ひ、出雲神族は日神の御弟素戔嗚尊の後裔と云ひ、他の諸氏も諸册二尊の後裔と傳ふるは、國初より君臣の分別れ、造化の神と雖も、皇室に仕へ奉る思想に發したと思ふのである。前述の如く、物部一族が天神族でありながら、猶ほ天孫族と主張するのも此の點から起つて居ると見ねばならぬ。

序に云ふが、前述天神族中、産靈神の裔と載せて居ない氏も、雷大臣は中臣氏の族、石破命は神魂尊の裔、天梯玉命は小山連條に照して高魂尊の系統、天枝命の子天爾支命は爪工連條に照して神魂尊の系と考へられる故、天神族は物部族を除けば、總べて産靈神の後裔と云つて居たと考へてもよいのである。こ

れに因つて幾分天神の性質を明らかにする事が出来ようと思ふ。

第二節 地 祇 族

地祇は天神に比較すると、其の數は甚だ尠い。其の原因は種々あるが、最も大きな理由は、地祇族と云ふよりも天神族と云ふ方が何かにつけて有利であつた故、多少の緣故、例へば天神族なる物部氏或は大伴氏の配下に屬し、何時しか其の一族と稱し、終に天神族に加はつたものが極めて多かつたのである。此の現象は後世も盛であるが、殊に上古には、部の制度があつて、其の部に編入せられた氏は、其の管理者即ち伴造と同一の部名を稱し、其れが其の儘氏名となつたのである故、部に屬する人は、何等の惡意がなくとも、自然と其の伴造と同一の系統と稱するに至つたに違ひない。即ち特筆するに足る家系を持たない家は、何れも伴造と同一氏族と云ふに至つたと思はれる。而して伴造であつ

た家は多く天神か、これから云ふ天孫、或は皇別の人であつた故、結局、それ等の人の系統に屬する者の方が多くなり、地祇族と云ふのが極めて僅かになつたのである。

豪族私有民に於いても同様であつて、部曲(民部)と云ふ者は、其の主家、例へば大伴・蘇我など云ふ氏名に部字を附して、大伴部・蘇我部(曾我部・蘇宜部)と呼ばれた故、特殊の家系を有せざる者は、何時しか大伴氏或は蘇我氏の一族と稱するに至つたもので、此の現象は奈良時代、奥羽の諸豪族中、蝦夷族かと考へられる氏までも、毛野けぬ・阿倍・大伴等の一族の如くなつて居る事實で容易に説明するを得るのである。斯様な次第故、當時の氏族の出自なる者は、其の支配者の傳であつて、其の氏人全部が其の血統であつたか否かは別問題である。しかし長年月の間には血が混淆して一族の如くなつたと考へても宜しからう。地祇の氏は次第に衰微した事や、他の家系を假冒するに至つた事等も、考慮の

内に入れても良いが、最大の理由は以上の如く、部の制度に依るものと考へられるのである。

姓氏録中、地祇に屬する氏は僅かに三十に過ぎない。内、出雲神族、即ち素戔鳴尊・大國主神の後裔と云ふ者が大多數を占め、石邊公(大物主命男久斯比賀多命後)・宗形朝臣(吾田片隅命後)・石邊公(大物主命子久斯比賀多命後)・命兒櫛日方命後)・大神朝臣(素佐能雄命六世孫大國主命後)・賀茂朝臣(大國主神後、大田田禰古命孫大賀茂都美命一名大賀茂足尼裔)・和仁古(大國主神六世孫阿太賀田須命後)・長柄首(天乃八重事代主神後)・鴨部祝(大國主神後)・我孫(大己貴命孫天八現津彦命後)・神人(大國主命五世孫大田田根子命後)・神直(同上)・宗形君(大國主命六世孫吾田片隅命後)・長公(大奈牟智神兒積羽八重事代主命後)の十四氏に及んで居る。

右の内、天之八重事代主神及び積羽八重事代主命と、前述天神族の天辭代命の子國辭代命(畝尾連條)、及び高媚牟須比命三世孫天辭代主命(伊與部條)、及び

飛鳥直條の天事代主命と同神か否かは容易に決し難い。同神とすれば、一方に於いては高媚牟須比即ち高皇產靈神の三世孫と云ひ、一方では大奈牟智神の兒と云ふのであるから、一は假冒と見ねばならぬ。記紀の神代卷に據れば、事代主と云ふ神名は大國主神の兒として見ゆるのみであるが、此等は統一された結果であつて、本來は天神にも、地祇にも、殆ど同名と思はれる神名があつたかも知れないのである。

出雲神族に次いで多いのは海神綿積命の裔であつて、安曇宿禰(綿積豐玉彦命子穗高見命後)・海犬養(綿積命後)・凡海連(同神男穗高見命後)・八太造(和多罪豐玉彦命兒布留多摩乃命後)・凡海連(綿積命六世孫小椋梨命後)・阿曇犬養連(大和多罪神三世孫穗已都久命後)・安曇連(穗高見命後)の七氏を收めて居る。次は神武天皇御東遷の際、海路を導き奉り、大倭の國造となつた椎根津彦命(珍彦)の裔であつて、青海首・倭太(神知津彦命後)・大和宿禰(神知津彦後一名椎根津彦後)・大和連

(同神十一世孫御物足尼後)・物忌直(九世孫矢代宿禰後)・等禰直の六氏を收めて居る。此の族は一説、海神族の一派とも云ふ。

其の他、神武天皇大和御入國の際に従ひ奉つた國神井氷鹿(加彌比加尼)の裔なる吉野連、同じく國神石押分の子(石穗押別神)の裔なる國栖の二氏を收めて居る。記紀の神武天皇卷には、此の外、國神贊持の子(阿陀鵜養祖)・弟宇迦斯(宇陀水取等祖)・弟磯城(黒速・磯城縣主)等があるのに其の後裔と自稱するものもなく、鵜甘部首は武内宿禰の男己西男柄宿禰の裔と云ひ(本書未定雜姓)、水取連は物部族であり、磯城縣主(志貴連)は後に物部族と云ふ故、假冒か、或は其等の内に包含さるゝに至つたと考へてもよいであらう。なほ本書、吉野連條に「天より降り來つる白雲別神の女豐御富(水光姫)」の裔と自稱するを見れば、地祇の氏が、いかに苦心して天神族とならんとしたかが窺へるのである。

以上の外、「天押穗根尊、御手を洗ひたまふ時に、水中に化生せる神、爾伎

都麻呂」の裔と稱する弓削宿禰がある。弓削宿禰は天神高魂命裔にもある事、前述の如くである。其の他、地祇の大族には綿積命に對して大山積命(山神)があり、又宇佐氏の祖菟狹津彥等がある、但し後者は國造本紀に高魂尊の孫と載せて居る。斯くの如くして、他の地祇族も多くは天神裔と稱するに至つたと考へられるのである。

第三節 天孫族

太古、我が國民は天神族と地祇族との二者であつたが、其の内に皇族より降つて臣下に列せらるゝ氏が生じた、皇別と云ふのが其れであるが、神武天皇以前の皇族から分れた氏は、本書之を天孫として他と區別して居る。即ち天孫氏とは神代の皇族の後裔である。一見、天神族に似た點もあるが、地方の領主となつた氏の多いのを見れば、初期に於ける皇別氏とより多くの類似點を持つて

居るのである。

天族は合せて百九氏、内、最も多いのは皇孫瓊々杵尊の御兄火明命の後裔であつて、尾張宿禰(二十七世孫阿曾連後)・尾張連(男天賀吾山命後)・伊福部宿禰・湯母竹田連(五世孫建刀米命男武田折命後)・竹田川邊連(五世後)・石作連(六世孫建眞利根命後)・檜前舍人連(十四世孫波利那乃連公後)・榎室連(十七世孫吳足尼公後)・丹比須布(三世孫天忍男命後)・但馬海直・大炊刑部造(四世孫阿麻刀彌命後)・坂部宿禰(八世孫邇倍足尼後)・丹比宿禰(三世孫天忍男命男武額赤命七世孫御殿宿禰男色鳴宿禰裔)・尾張連(五世孫武彌目命後)・伊與部(同上)・六人部(同上)・子部(五世孫建刀米命後)・大炊刑部造(四世孫天彌目命後)・朝來直(同上)・若倭部(四世孫建額赤命後)・川上首・坂合部宿禰(八世孫邇倍足尼後)・尾張連(男天香山命後)・六人部連・伊福部・石作・水主直・三富部・尾張連(子天香山命後)・伊福部宿禰(同上)・伊福部連(同上)・蝦王部首(孫天五百原命後)・工造(十世孫大美和都禰乃命後)・津守

宿禰(八世孫大御日足尼後)・六人部連(五世孫建刀米命後)・石作連(武梶根命後)・蝦部(十一世孫蝦王部大手後)・刑部首(十七世孫屋主宿禰後)・津守・禰多治比宿禰(十世孫殿諸足尼命後)・丹比連・若犬養宿禰(十六世孫尼調根命後)・笛吹連・次田連(見天香山命後)・身人部連・尾張連(十四世孫小豐命後)・五百木部連・若犬養宿禰(十五世孫古利命後)・丹比連(男天香山命孫)・石作連(同上)・津守連(同上)・網津守連(同上)・棕連(同上)・綺連(天山香連後)の五十四氏に達し、近畿地方より濃尾地方に多い事を知るのである。

次に多いのは天忍穗耳尊の御弟天穗日命の裔であつて、出雲宿禰(子天夷鳥命後)・出雲臣(五世孫久志和都命後)・入間宿禰(十七世孫天日古層乃己呂命後)・出雲臣(十二世孫鵜瀦命後)・神門臣(同上)・土師宿禰(十二世孫可美乾飯根命後)・菅原朝臣(乾飯根命七世孫大保度連後)・秋篠朝臣(同上)・大枝朝臣(同上)・土師宿禰(十世孫野見宿禰後)・出雲臣(子天日名鳥命後)・出雲臣・土師宿禰(十二世孫可美乾飯

根命後)・贄土師部(十六世孫意富曾婆連後)「土師連(十二世孫飯入根後)・凡河内忌寸(十三世孫可美乾飯根命後)」出雲臣(十二世孫宇賀都久野命後)「土師宿禰(十四世孫野見宿禰後)・土師連(同上)・山直(十七世孫日古曾乃己呂命後)」石津連(十四世孫孫野見宿禰後)「民直(十七世若桑足尼後)の二十二氏を占め、古事記には「天菩比命の子建比良鳥命、此は出雲國造・无邪志國造・上菟上國造・下菟上國造・伊自牟國造・津嶋縣直・遠江國造等の祖なり」と載せて居る。此等に據つて、此の一族は出雲より近畿地方に榮え、更に關八州に擴まつて居た事を知るのである。

次に穗日命の御弟天津彦根命の裔は額田部湯坐連(子明立天御影命後)・三枝部連(同祖)・奄智造(同上)・額田部(孫意富伊我都命後)「高市連(三世孫彦伊賀都命後)・桑名首(男天久之比乃命後)」山背忌寸(子天麻比止都禰命後)「三枝部連(十四世孫磯許呂命後)・額田部河田連(三世孫意富伊我都命後)・奄知造(十四世孫建擬命後)」凡

河内忌寸・國造(男天戸間見命後)・山代直(十一世孫山代根子後)「額田部湯坐連(五世孫乎田根連後)・津夫江連・凡河内忌寸・大縣縣主」高市縣主(十四世孫建許呂命後)・末使主(子彦稻勝命後)の十九氏であつて、古事記には「天津日子根命は凡川内國造・額田部湯坐連・木國造・倭田中直・山代國造・馬來田國造・道尻岐閉國造・周芳國造・倭淹知造・高市縣主・蒲生稻寸・三枝部造等の祖なり」と載せて居る。此等を合せ考ふれば、此の一族は近畿地方より關東に榮えて居た事が知られるのである。

此の外、彦火々出見尊の御兄火闌降命の裔と云ふ阿多御手犬養(六世孫薩摩若相樂後)「阿多隼人(富乃須佐利乃命後)・二見首 富須洗利命後)・大角隼人」日下部「坂合部(七世孫夜麻止古命後)の七氏がある。此等は書紀に此の命を「隼人等の始祖」と載せ、「吾田君小橋等の本祖」と云ひ、古事記に此の命と同一神と見ねばならぬ火照命を「隼人阿多君の祖」とすると同じ傳であつて、此の命が

隼人を支配せられた爲に、其の後裔のみでなく、一般隼人までも其の子孫と傳ふるに至つたと考へられるのである。

なほ本書、天孫中には前述の如く、神魂命五世孫天道根命の裔、即ち紀國造の一族と云ふ滋野宿禰・大村直・大家首・大坂直・伊蘇志臣の五氏がある。此等は姓氏錄の編者が誤つたと考へてもよいが、他の多くが間違はず、此の一族のみ場所を異にして天孫に入れて居る處を見れば、此れは入れ間違ひでなく、斯様な傳もあつた物で、紀國造家は天孫族とも傳へられて居たと見た方が宜からう。

以上の外、本書天孫とする氏には佐伯連(木根乃命男丹波眞太玉命後)・羽束(天佐鬼利命三世孫斯鬼乃命後)・穴師神主(天富貴命五世孫古佐麻豆知命後)の三氏がある。以上の人名は、大體、他の古典に見えない故、此の家傳が怪しむべきものであつたならば、當然未定雜姓に收むべきである。しかるに本書が之を天孫の

部に收めたのは相當の理由があつたと見ねばならない。そして三者共に何世孫とあるのである故、何れも系圖或は類似の物を持つて居たに違ひなく、其れを本書編者が見て怪しまなかつた事は確實と見ねばならぬ。

右の内、天佐鬼利命は本書未定雜姓和泉國に「山田造。新羅國の人、天佐疑利命の後といへり、見えず」とある天佐疑利命と同一人であらう。未定に收めて居る故、此の系の疑はしい事は勿論である、しかし尊貴の系を冒したのもとも思はれないが、假令然りとするも、新羅國人が斯く傳ふるには何等か理由があつたに違ひない。蓋し此の氏が未定に收められた理由は、他の古典・古記に徵證がなかつた爲であつたであらうが、羽束氏が天佐鬼利命の裔と稱して居ると對照すれば、無下に抹殺出來ないと思ふ。此の外、古事記神代卷、「大山津見神と野椎神とが山野に因り持別けて生み給ひし八神」即ち天之狹土神・國之狹土神・天之狹霧神・國之狹霧神・天之闇戸神・國之闇戸神・大戸惑子神・大戸

惑女神の内なる天之狹霧、及び舊事本紀の神代本紀の最初の神に「天祖天讓日天狹霧國禪月國狹霧尊」と云ふのが見える。此等は如何にも神話上の神であつて、氏族神でない様に思はれるが、斯様な開闢神話・國土生成神話中の神々の内にも、波邇夜須毘古（土神）の如く、後世の人名と同一の者があり、又此等の神話中には、多くの氏族祖神名と、單に話の筋道から生れた神名とが交錯して居る故、神話上の神名と同一名稱であつても排斥すべきでない。殊に本書の神名に因つて此の氏を天神或は地祇に收むるならば兎に角、天孫に收めたについては相當の理由があつたと考へねばならぬのである。しからば此れは何を物語るのであらう。後述新良貴氏條に於いて説かう。

此等から考へて、古事記・書紀以外にも、猶ほ天孫族と云ふものがあつたらうと考へられるのである。

第四節 皇 別 氏

皇別氏は、前述の如く、神武天皇以來の列聖の後胤であるが、天皇によつて、其の御子孫の多い方と少い方とがある事は勿論であつて、多い方は神武・孝昭・孝靈・孝元・開化・崇神・垂仁・景行・應神・繼體・天智・天武・桓武・嵯峨の諸天皇である。今便宜上、古い氏から述べて行かう。

神武天皇の御裔は、大體、綏靖天皇の皇兄神八井耳命の御裔であつて、其の代表氏族は多氏である故、之を多氏族と總稱されて居る。本書中に見ゆる者は、多朝臣・小子部宿禰「嶋田臣（五世孫武惠賀前命後仲臣子後）」・茨田連（男彦八井耳命後）・志紀首・園部・火「茨田連」肥直「豐嶋連・松津首」茨田宿禰・志紀縣主・紺口縣主・志紀首・下家連・江首（彦八井耳命七世孫來目津彦命後）・江人・尾張部（彦八井耳命後）・雀部臣・小子部連・志紀縣主の廿二氏を收めて居る。

古事記には日子八井命を神八井耳命の兄とし、前者を茨田連・手嶋連の祖、後者を意富臣(多臣)・小子部連・坂合部連火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・雀部臣・雀部造・小長谷造・都祁直・伊余國造・科野國造・道奥石城國造・常道仲國造・長狹國造・伊勢船木直・尾張丹羽臣・嶋田臣の祖として居る。以上の如く、其の一族は天下に擴がつて居るが、最も有力であるのは九州北部より四國の伊豫に及ぶもので、廣大な地域を領有せられたものと考へられる故、最初、命は此の地方に封ぜられ給うたのであらうか。つまり神武天皇御東遷の結果として、九州地方に此の皇子を置かれたのであつたらう。東國にも多いが、此れは蝦夷征伐の結果であつて、其の一面は常陸風土記によつて窺ふ事が出来る。猶ほ近畿にも多く、伴部の首領となつて居る點などは天神系に似た點がある、此れは古い皇別氏である爲であらう。

綏靖天皇には御子孫の氏なく、安寧天皇裔には、古事記に皇子師木津日子命

の裔として、伊賀の須知稻置・那婆理稻置・三野稻置の三氏を載せ、書紀には磯城津彦命を猪使連の祖とし、本書には新田部宿禰と猪使宿禰とを此の皇子の御裔として居る。次に懿德天皇の御裔には、古事記に皇子當藝志比古命の裔を血沼別・多遍麻竹別・葦井稻置の三氏とするが、本書に見えない。其の後裔が畿内に無かつた爲である。蓋し此の二代は此の皇裔が近畿地方に封ぜられた丈であつて、子孫が餘り榮えなかつたものと考へられる。

次に孝昭天皇の御裔は極めて多く、天下に蔓延して居るが、猶ほ屢々皇室の外戚として中央に於いても有力なる貴族であつた。中心氏族は最初は和珥氏、次に春日氏、後には小野氏が最も榮えて居る。何れも孝安天皇の皇兄天帶彦國押人命(天押帶日子命)の後裔であつて、本書には、大春日朝臣(仲臣命後)・小野朝臣(彦姥津命五世孫米餅搗大使主命後)・和安部朝臣(彦姥津命三世孫難波宿禰後)・和爾部宿禰(同上四世孫矢田宿禰後)・櫻井臣(同上五世孫米餅春大使主命後)・和安部

臣(同上)・葉栗臣(彦姥津命三世孫建安命後)・吉田連(押人命四世孫彦國菴命孫鹽垂津彦命後)・丸部(彦姥津命男伊富都久命後)・丈部(押人命孫比古意禰豆命後)「粟田朝臣・山上朝臣・眞野臣(押人命三世孫彦國菴命、男大口納命、男難波宿禰、男大矢田宿禰、男佐久命後)・和邇部(押人命三世孫彦國菴命後)・安那公(同上)・野中(同上)」小野朝臣・粟田朝臣(押人命三世孫彦國菴命後)・小野臣(同上七世孫人花命後)・和邇部(同上六世孫米餅搗大使主命後、一本、彦姥津命三世孫難波宿禰後)・大宅臣・葉栗(彦國菴命後)・村公・度守首「柿下朝臣・布留宿禰(押人命七世孫米餅搗大使主命男木事命、男市川臣後)・久米臣(押人命五世孫大難波命後)」井代臣(米餅搗大使主命後)・津門首(同上)・和邇部・物部首・物部(米餅搗大使主命後)・羽束首(押人命男彦姥津命後)「大宅臣・壬生臣・物部(押人命七世孫米餅搗大使主命後)」葦浦臣・物部・網部物部・根連・櫛代造の四十一氏を收め、古事記には天押帶日子命を春日臣・大宅臣・粟田臣・小野臣・柿本臣・壹比章臣・大坂臣・阿那臣・多紀

臣・羽栗臣・知多臣・牟邪臣・都努山臣・伊勢飯高君・壹師君・近淡海國造の祖とし、書紀には天足彦國押人命を和珥臣の始祖として居る。一族は近畿を中心として四方に蔓延して居るのであるが、特に本書と書紀とを對照して考ふるに、垂仁天皇朝、此の氏族なる鹽垂津彦(鹽乘津彦)が任那鎮守將軍となり、更に神功皇后御凱旋の際、此の氏族なる大矢田宿禰を新羅に止めて鎮守せし事等から、此の氏は最初韓半嶋を封地として賜はつたのかも知れぬ。さう云ふ緣故から、小野臣妹子は最初の遣隋使となつて支那に行き、爾來粟田朝臣眞人以下、遣唐使に加はつて居る人が尠くないのである。

孝安天皇の皇子には大吉備諸進命があつて、吉備地方と御關係があるらしく考へられるのであるが、御子孫がなく、吉備地方の開拓は次の孝靈天皇の二皇子大吉備津日子命(比古伊佐勢理毘古命)と若日子建吉備津日子命(稚武彦命)とによつて成されるのである。古事記には前者を吉備上道臣の祖とし、後者を吉備

下道臣・笠臣の祖とし奉り、なほ御兄弟の日子寢間命を針間牛鹿臣の祖、日子刺肩別命を高志の利波臣・豊國の國前臣・五百原君・角鹿海直の祖とし奉り、書紀には孝元天皇以外、彦五十狹芹命(吉備津彦命)・彦狹嶋命・稚武彦命の三皇子を載せ、稚武彦命を吉備臣の始祖として居る。本書は書紀に似て、吉備朝臣(稚武彦命後)・下道朝臣(同上男吉備武彦命後)・笠朝臣(稚武彦命裔鴨別命後)・笠臣(稚武彦命孫鴨別命後)・吉備臣(同孫御友別命後)・眞髮部(同男吉備武彦命後)・廬原公(同孫吉備建彦命後)・宇自可臣(彦狹嶋命後)の八氏を收めて居る。東海・北國にも少しは在るが、大體は吉備地方より九州に榮えて居る。畿内にも尠い。孝元天皇の御裔は大きく二派に區別する事が出来る。一は開化天皇の皇兄大彦命の後であつて、阿倍氏を代表氏族とし、一は其の御弟比古布都押之信命の後であつて、武内宿禰が出づるに及び子孫大いに榮えた。先づ前者から云ふと、古事記に大毘古命の長子建沼河別命を阿倍臣の祖とし、次子比古伊那許志

別命を膳臣の祖とし、書紀には「大彦命は阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狹々城山君・筑紫國造・越國造・伊賀臣、凡べて七族の始祖也」と載せ、本書には阿倍朝臣・布勢朝臣・穴人朝臣(大彦命男彦背立大稻與命後)・高橋朝臣(大稻與命後)・許會倍朝臣・阿閉臣・竹田臣(大彦命男武津川別命後)・名張臣・佐々貴山君・膳大伴部(大彦命孫鸕鹿六雁命後)・阿倍志斐連(大彦命八世孫稚子臣後)「若櫻部朝臣(大彦命孫伊波我牟津加利命後)・阿閉臣(同男彦背立大稻與命後)・伊賀臣(大稻與命男彦屋主田心命後)・阿閉間人臣・他田廣瀬朝臣・道公(大彦命孫彦屋主田心命後)・音太部(同上)・會加臣・杖部造」阿閉臣「音太部・坂合部首」高橋臣・佐佐貴山君・久久智・坂合部連・伊我水取・吉志・三宅人(大彦命男大彦命男波多武日子命後)阿閉朝臣・阿閉臣(大彦命男彦瀨立大稻越命後)・日下連(同上男紐結命後)・大戸首(同男比毛由比命後)・難波忌寸(同養子得彦宿禰後)・難波(同孫波多武彦命後)膳臣・宇太臣・松原臣・大鳥膳臣・他田の四十一氏を收めて居る。其の分布が北陸・

東海の二道より奥州に榮えたるは、四道將軍として有名なる大彦・武渟川別の父子の命の東征の結果に外ならない。猶ほ難波より北九州に蔓延して居る、殊に筑紫國造は一時強盛な氏であつた。

大彦命の御弟比古布都押之信命は、古事記に據ると、尾張連祖意富那毘の妹葛城之高千那毘賣を娶りて味師内宿禰を生む、これが山代内臣の祖である。次に木國造祖宇豆比古が妹山下影日賣を娶りて建内宿禰を生む。而して建内宿禰には七男二女があつて、長男波多八代宿禰は波多臣・林臣・波美臣・星川臣・淡海臣・長谷部君の祖、次男許勢小柄宿禰は許勢臣・雀部臣・輕部臣の祖、三男蘇賀石河宿禰は蘇我臣・川邊臣・田中臣・高向臣・小治田臣・櫻井臣・岸田臣等の祖、四男平羣都久宿禰は平羣臣・佐和良臣・馬御楸連等の祖、五男木角宿禰は木臣・都奴臣・坂本臣等の祖、次は長女久米能摩伊刀比賣、次は努能伊呂比賣、次は葛城長江會都毘古は玉手臣・的臣・生江臣・阿藝那臣等の祖、次

に若子宿禰は江野財臣の祖と載せ、書紀には彦太忍信命を武内宿禰の祖父とし、更に屋主忍男武雄心命が紀直遠祖菟道彦の女影媛を娶つて武内宿禰を生むとして居る。即ち武内宿禰は天皇の曾孫と云ふ事になるのである。

本書には、武内宿禰後裔の氏として、石川朝臣(彦太忍信命後)・田口朝臣(武内宿禰大臣後編蝠臣裔)・櫻井朝臣(蘇我石川宿禰四世孫稻目宿禰後)・紀朝臣(紀角宿禰後)・角朝臣(同上)・林朝臣・道守朝臣(波多矢代宿禰後)・雀部朝臣(星河建宿禰後)・生江臣・布師首・箭口朝臣・葛城朝臣(葛城襲津彦命後)八多朝臣・巨勢朝臣(巨勢雄柄宿禰後)・巨勢槭田朝臣(雄柄宿禰四世孫稻茂臣男荒人後)・巨勢斐太朝臣(同上)・紀朝臣(屋主忍雄建猪心命後)・平群朝臣(平群都久宿禰後)・平群文室朝臣(同上)・都保朝臣(都久足尼後)・高向朝臣(武内宿禰六世孫猪子臣後)・田中朝臣(武内宿禰五世孫稻目宿禰後)・田中朝臣(同上)・小治田朝臣(同上)・川邊朝臣(同四世孫宗我宿禰後)・岸田朝臣(稻目宿禰男小祚臣孫耳高後)・久米朝臣(稻目後)・御

炊朝臣(同六世孫宗我馬背宿禰後)・玉手朝臣(葛木曾頭日古命後)・掃守田首(紀都奴宿禰後)「的臣(彦太忍信命三世孫葛城襲津彥命後)・與等連・曰佐・出庭臣」星川朝臣・江沼臣(建内宿禰男若子宿禰後)・内臣(彦太忍信命後)・山公(味内宿禰後)・阿祇奈君(武内宿禰後)・馬工連(平群木兔宿禰後)・曰佐・池後臣・巨勢槭田臣「雀部朝臣・坂本臣・阿支奈臣(葛城曾豆比古命後)・布敷臣(葛木襲津彥命後)」道守朝臣(八多八代宿禰後)・山口朝臣・林朝臣・道守臣(波多八代宿禰後)・的臣(葛城曾都比古命後)・鹽屋連(同上)・小家連(同上)・原井連・早良臣(平群都久宿禰後)・布忍首・額田首(平群木兔宿禰後)・紀祝(紀角宿禰後)・紀部(都野宿禰後)・蘇何「道守朝臣(八多八代宿禰後)・坂本朝臣(紀角宿禰男日城宿禰三世孫建日臣後)・的臣(葛城襲津彥命後)・布師臣・紀辛梶臣(紀角宿禰後)・大家臣(同上)・掃守田首(同上)・丈部首の六十九氏を收めて居る。武内宿禰は久しく國家柱石の臣であつて、其の裔葛城・平群・巨勢・蘇我等、皆執政の大官として其の勢力強大であつた。

子孫の多いのは其の故である。しかし、その分布が他の大族の如く、或る一方に密集して居ないのは、此の氏の祖先が廣大なる地域を賜はらなかつた爲で、其の繁榮は武内宿禰以下子孫の活動に因るのであらうと思ふ。

開化天皇の御裔も尠くない。古事記に據れば、天皇の皇子には崇神天皇の外、比古由牟須美命・日子坐王・建豐波豆羅和氣王の三柱があつて、日子坐王の御裔が最も榮えて居る。王には大倭王・小倭王・志夫美宿禰王・沙本毘古王・袁邪本王・室毘古王・丹波比古多多須美知能宇斯王・水穗眞若王・神大根王(八瓜入日子王)・山代之大筒木眞若王・比古意須王・伊理泥王の十二王あつて、内大筒木眞若王の御子迦邇米雷王、其の子息長宿禰王、其の子が息長帶比賣命(神功皇后)・虚空津比賣命・息長日子王・大多牟坂王である。而して建豐波豆羅和氣王は、道守臣・忍海部造・御名部造・稻羽忍海部・丹波之竹野別・依網之阿毘古等の祖、大倭王の子曙立王は伊勢の品遲部君、伊勢の佐郡造の祖、同じく大

俣王の子菟上王は比賣陀君の祖、次に小俣王は當麻勾君の祖、志夫美宿禰王は佐佐君の祖、沙本毘古王は日下部連・甲斐國造の祖、袁邪本王は葛野之別、近淡海蚊野之別の祖、室毘古王は若狹之耳別の祖、次に美知能宇志王の子朝廷別王は三川の穂別の祖、次に水穗眞若王は近淡海の安直の祖、神大根王は三野國の本巢國造・長幡部連の祖、息長日子王は吉備品遲君・針間阿宗君の祖、大多牟坂王は多遲摩國造の祖であると載せて居る。

本書には此の天皇の御裔として道守朝臣(武豐葉類別命後)・治田連(彦坐命四世孫彦口命裔)・輕我孫(同王四世孫白髮王後)・鴨縣主(道守臣(豐葉類別命後)・大私部(彦坐命後)「日下部宿禰(同上)・輕我孫公(彦今贊命後)・堅井公(彦坐命後)・別公・道守臣(武波都良和氣命後)・今木(建豐羽類別命後)「川俣公(彦坐王命)「日下部宿禰(彦坐命後)・依羅宿禰(同上)・鴨君(同上)・道守臣(武葉類別命後)「日下部連(狹穗彦命後)・川俣公(彦坐命後)・豐階公(彦坐命男澤道彦命後)・酒人造・日下部

忍海部(比古由牟須美命後)「日下部首(彦坐命後)・日下部の二十五氏を收めて居る。此の氏族の丹波道主王は四道將軍の一人として丹波より山陰を征伐せられたが、古事記には其の御父彦坐王と共に並び進まれた事になつて居る。其の結果として、一族は近畿より山陰に多いが、なほ美濃・三河・甲斐等にも尠くない。此等は日本武尊と姻戚關係があつて一族が從軍したに因ると考へられる。

崇神天皇の皇子は、古事記に垂仁天皇以外、豐木入日子命・大入杵命・八坂之入日子命・伊邪能眞若命・倭日子命の六柱があつて、豐木入日子命は上毛野君・下毛野君等の祖、大入杵命は能登臣の祖と載せ、書紀には彦五十狹茅命・倭彦王・五十日鶴彦命・豐城入城命・八坂入彦命の五皇子があつたとして居る。本書には下毛野朝臣(豐城入彦命後)・上毛野朝臣(同命五世孫多奇波世君後)・池田朝臣(十世孫佐太公後)・住吉朝臣(五世孫多奇波世君後)・池原朝臣(同上)・上毛野坂本朝臣(十世孫佐太公後)・車持君(八世孫射狹君後)・大綱公(六世孫下毛野君

奈良弟眞若君後)・桑原臣(五世孫多奇波世君後)・川合公(同上)・垂水史(孫彦狹嶋命後)・商長首(多奇波世君三世孫久比男宗麻呂後)・吉彌候部(六世孫奈良君後)「上毛野朝臣・佐味朝臣・大野朝臣(四世孫大荒田別命後)・垂水公(四世孫賀賀乃眞雅命六世孫阿利眞公後)・田邊史(四世孫大荒田別命後)・佐自努公(四世孫大荒田別命後)「下養公・廣木津公(四世孫大荒田別命後)」韓矢田部造(三世孫彌母呂別命孫現古君後)・車持公「廣來津公(三世孫赤麻呂後)」止美連(四世孫荒田別命男田道公男持君後)・村舉首「佐代公・珍縣王(三世孫御諸別命後)・登美首(男倭日向建日向八綱田命後)・葛原部(三世孫大御諸別命後)・茨木造・丹比部・輕部(倭日向建日向八綱多命後)・鞆木(四世孫大荒田別命後)の三十四氏を收む、皆豊城入彦命の御裔である。命は父天皇の命を受けて東國を治め給ひ、其の孫彦狹嶋王は東山道十五國の都督となり、其の子御諸別王は、大いに蝦夷を討ち給ふ、此の結果として、子孫は東國より奥羽方面に甚だ榮えたのである。

垂仁天皇の御子は、景行天皇の外、古事記には品牟都和氣命・印色之入日子命・大中津日子命・若木入日子命・沼帶別命・伊賀帶日子命・伊許婆夜和氣命・袁邪辨王・落別王・五十日帶日子王・伊登志別王・石衝別王の十二皇子とし、書紀には譽津別命・五十瓊敷入彦命・稚城瓊入彦命・鐸石別命・池速別命・磐衝別命(三尾君始祖)・祖別命・五十日足彦命(石田君始祖)の八皇子を收む。而して古事記には大中津日子命を山邊之別・三枝之別・稻木之別・阿太之別・尾張國之三野之別・吉備之石无別・許呂母之別・高巢鹿之別・飛鳥君・牟禮之別等の祖、伊許婆夜和氣王は沙本穴太部之別の祖、茨別王は小月之山君・三川之衣君の祖、五十日帶日子王は春日山君・高志池君・春日部君の祖、石衝別王は羽咋君・三尾君の祖と載せ、本書には稻城王生公(鐸石別命後)・小槻臣(於知別命後)「和氣朝臣(鐸石別命後、弟彦王裔)・山邊公(同祖)・阿保朝臣(息速別命後)・羽咋公(磐衝別命後)」山邊公(大鐸石和居命後)・山守(五十日足彦命後)「山公(五十日足彦

別命後)の九氏を收めて居る。和氣氏を除けば、その分布は伊賀・近江より東海・北國に及んで居る。蓋し此の御裔は前述阿倍氏と行動を共にせられたものかと考へられるのである。

景行天皇の皇子は、成務天皇の外、古事記に櫛角別王・大碓命・小碓命(倭男具那命)・倭根子命・神櫛王・五百木之入日子命・押別命・豊戸別王・若木之入日子王・吉備之兄日子王・豊國別王・眞若王・日子人之大兄王・大枝王等を收め、櫛角別王は茨田連祖、大碓命は守君・大田君・嶋田君の祖、神櫛王は木國の酒部阿比古・宇陀酒部の祖、豊國別王は日向國造祖、なほ大碓命の子押黒之兄日子王を三野の宇泥須和氣祖、押黒弟日子王を牟宜都君の祖と載せ、小碓命即ち倭建命の御子なる稻依別王を大上君・建部君の祖、建貝兒王を讃岐綾君・伊豫之別・登袁之別・麻佐首・宮道之別等の祖、足鏡別王を鎌倉之別・小津君・石代之別・漁田之別等の祖と載せて居る。書紀には大碓皇子・小碓尊(日本武尊)。

五百城入彦皇子・忍之別皇子・稚倭根子皇子・大酢別皇子・五十狹城入彦皇子・吉備兄彦皇子・神櫛皇子(讃岐國造始祖)・稻背入彦皇子(播磨別始祖)・武國瀨別皇子(伊豫國御村別始祖)・日向襲津彦皇子(阿牟君始祖)・國乳別皇子(水沼別始祖)・國背別皇子・豊戸別皇子(火國別始祖)・豊國別皇子(日向國造始祖)等を擧げて、大碓皇子を身毛津君・守君二族の始祖とし、小碓皇子(日本武尊)の御子稻依別王を大上君・武部君二族の始祖、武卯王を讃岐綾君の始祖、十城別王を伊豫別君の始祖として居る。本書には御使朝臣(皇子氣入彦命後)・犬上朝臣(日本武尊後)・牟義公(大碓命後)・守君(同上)・讃岐君(神櫛別命後)・酒部公(同上三世孫足彦大兄王後)・建部公(日本武尊後)・別公(同上)・御立史(氣入彦命後)・高篠連(五百木入彦命後)・佐伯直(稻背入彦命男御諸別命男阿良都命一名伊許自別後)・茨田勝(息長彦人大兄磯城命後)・守公(大碓命後)・阿禮首(同上)・佐伯直(稻背入彦命後)・和氣公(倭建尊後)・縣主(同上)・酒部公(神櫛別命後)・池田首(大碓命後)・大田

宿禰(同上)の二十氏を收めて居る。古事記に天皇の皇子甚だ多く、而して諸國の國造・和氣・稻置・縣主等になり給ふと載せて居るが、後世榮えし者は甚だ僅かである。

成務天皇には御子和訶奴氣王御坐せど御裔なく、仲哀天皇には應神天皇の外、品夜和氣命・香坂王(麿坂王)・忍熊王の三皇子坐して(古事記)、本書には間人宿禰(譽屋別命後)「間人造(同上)・布勢公(忍雅命後)」蘇宜部首(譽屋別命後・磯部臣(同上)の五氏を御裔として居る。

應神天皇には、古事記に據れば、額田大中日子命・大山守命・伊奢之眞若命・大雀命・根鳥命宇遲能(和紀)郎子・若沼毛二俣王・速總別命・大羽江王・小羽江王・迦多遲王・伊奢能麻和迦王等の御子御坐して、大山守命を土形君・弊岐君・榛原君の祖とし、若野毛二俣王の御子大郎子(意富富杼王)を三國君・波多君・息長君・坂田酒人君・山道君・筑紫之米多君・布勢君等の祖と記し、書紀には仁

德天皇の外に根鳥皇子(大田君祖)・額田大彦皇子・大山守皇子(土形君・榛原君)・去來眞稚皇子(深河別祖)・菟道稚郎子皇子・稚野毛二派皇子・隼總別皇子・大葉枝皇子・小葉枝皇子を挙げ奉つて居る。右の内、稚野毛二派皇子の御裔よりは後に繼體天皇を出しまつりしにより、此の御系は皇室に御血縁が近い。よつて天武天皇八姓御制定の際、特に眞人姓を賜ひ、准皇族として待遇し奉る事となつた。従つて他の諸皇子の御裔と區別して考へてもよいのである。

稚野毛二派皇子の御裔にして本書に見ゆるは、息長眞人(稚淳毛二俣王後)・山道眞人・坂田酒人眞人・八多眞人「山道眞人・息長丹生眞人」坂田宿禰「息長連」息長竹原公(應神天皇三世孫阿居乃王後)の九氏であつて、坂田宿禰以下は庶流である。

應神天皇の他の皇子の裔にして本書に見ゆるは、日置朝臣(大山守王後)・榛原公(大山守命後)・葵原(同上)の三氏に過ぎない。此の頃より皇子多くは畿外の

地に出で給はず、従つて其の御裔は皇親として尊貴の上もないが、氏族分布の點より云へば見るべきものがないと云はねばならぬ。而して榮えた氏を見ないが、これ一は天下の大勢がほど定まつて、過去の如き活動が出来なくなつたのである。

仁徳天皇の皇子は、履仲・反正・允恭の三天皇以外、住吉仲皇子（墨江之中津王）・大草香皇子（波多毘能大郎子）の二柱ませど御裔なく、續いて履仲・反正・允恭・安康・雄略・清寧・顯宗・仁賢・武烈の諸天皇も、皆御裔の氏が見えない。繼體天皇には安閑・宣化・欽明の三天皇以外、古事記には丸高王・耳王・阿豆王・大郎子の四皇子、書紀には大郎皇子・梶子皇子（三國公之先）・耳皇子・厚皇子・菟皇子（酒人公之先）・中皇子（坂田公之先）の六柱を收め、本書には三國真人（梶子王後）「右京の三國真人（同上）・坂田真人（仲王後）」山城の三國真人「大和の酒人真人（兔王後）の五氏を收めて居る。

安閑天皇には御裔の氏なく、宣化天皇には上殖葉皇子（梶子・丹比公・偉那公二族の先）・火焰皇子（椎田君の先）の二皇子があつて（書紀）、本書には多治比真人（賀美惠波王後）爲名真人（火焰王後）「攝津の爲奈真人（同上）・川原公（火焰王後）の四氏を收めて居る。次に欽明天皇には皇子多く坐せど御裔の氏なく、敏達天皇の御裔としては、本書に路真人（皇子難波王後）・守山真人（同上）・甘南備真人（同上）・飛多真人（同上）・英多真人（同上）・大宅真人（同上）・大原真人（孫百濟王後）・嶋根真人（同上）・豐國真人（同上）・山於真人（同上）・吉野真人（同上）・桑田真人（同上）・池上真人（同上）・海上真人（同上）・清原真人（同上）・香山真人（皇子春日王裔）「右京の春日真人（春日王後）・高額真人（同上）」橘朝臣（難波皇子男栗隈王男美奴王の子諸兄・佐爲の後）の十九氏を收めて居る。

用明天皇の御裔の氏は、本書、登美真人（皇子來目王後）・蜷淵真人（皇子殖粟王後）「當麻真人（皇子麻呂子王後）の三氏を收め、舒明天皇の御裔には三嶋真人（皇

子賀陽王後)の一氏、天智天皇の御裔には淡海真人(皇子大友末)・春原朝臣(皇子河嶋王後)・淡海朝臣(同上)の三氏、天武天皇の御裔には三園真人(皇子磯城王後)・等原真人(同上)・高階真人(皇子高市王後)・氷上真人(皇子新田部王後)・岡真人(皇子舍人王後)「文室真人(皇子長王後)・豊野真人(皇子高市王後)」三原朝臣(新田部王後)・永原朝臣(高市王後)・甲能(御方大野後)の十氏を収めて居る。次に文武天皇の御裔に高田真人(廣世後)の一氏、其の他光仁天皇の御裔には廣根朝臣(諸勝の王後)の一氏、桓武天皇の御裔には良峯朝臣(安世後)・長岡朝臣(岡成後)の二氏、嵯峨天皇の御裔として源朝臣を収めて居る。

以上皇別氏は、神武・孝昭・孝靈・孝元・開化の諸天皇裔は、天穗日命・天津彦根命・天火明命等の御裔なる天孫氏の後を受けて、何れも廣範なる地域を領し、其の分布が甚だ廣大である。蓋し此の時代に於いては、諸皇子何れも皇室の藩屏として廣大なる地域に封ぜられ給ひしものと考へられる。而して此の

現象は崇神天皇の御代、豊城入彦命を東國に封じ給ひしを最後とし、爾來、垂仁・景行の二天皇の御代は皇威四方に張り、諸皇子の御活動甚だ盛であるが、其の御裔は反つて比較的小範圍の地を領せられて居るに過ぎない。これは天下の形勢略、固定し、各地方は夫々舊大族によつて分領されて居る故、皇族と雖も、廣大なる地域を領し給ふ譯に行かず、多くは中央に止り給ふか、没官領或は未開拓地を領し給ふか、又は地方豪族との姻戚關係より其の領土を繼承し給ふに過ぎない状態になつて行つた爲と考へられるのである。

此の現象は仲哀・應神兩天皇以後、殊に甚だしく、皇親として尊貴この上もないが、實力これに伴はなくなつた爲に、舊大族の跋扈を見るに至つたのである。但し皇室直轄領なる屯倉領を始め、職業部・御名代御子代部領等を、地方豪族に命じ、其の領土内に設置して行つた爲に、次第に中央集權的機運に向つて行つたが、此等を直接に支配する者は中央の大官であつたが爲に、遂に大臣・

大連の専横を見るに至つたのである。

次に皇族制度としては、前述姓氏制度略述の際、孝元天皇以前の皇胤は臣姓を賜ひ、開化天皇以後の皇裔は公姓を稱すと云つたが如く、此の期間に於いて、一區劃を設けられたが如く考へられる。開化天皇皇子以後、皇子に王と記し奉るに至つたのも、此の結果に外ならないのである。次に應神天皇皇子稚淳毛二俣王の御裔は、前述の如く、繼體天皇を出し奉り、皇室の御血縁近きに因り、天武天皇御代にも特に真人姓を與へ給ひ、本書も以後の皇胤を至貴の氏として卷頭に載せて居る故、此處に一區劃を設けねばならぬ。但し武烈天皇崩御後、御繼嗣のなかつた際、最初、仲哀天皇五世孫倭彦王を迎へ奉らんとした所を見れば、當時、此の天皇の御裔は皇族であつたに違ひないのであつて、時代の下るに従つて、次第に變化があつた事は云ふ迄もない。

天武天皇以來、御血縁隔つた皇親は真人姓を賜はる定めであつて、時に垂仁

天皇御裔まで擴張された事もある。而して、庶流或は特種の事情の存する氏は朝臣以下の氏を賜ふのであつたが、嵯峨天皇に至つて皇子を直に臣下とし、源朝臣を賜はつてより、皇子の朝臣姓を賜はる方、以後次第に多くなり、これより真人の制すたれて、爾來は朝臣以下の姓と見られるに至るのである。これも姓制度の大變化と云はねばならぬ。

以上皇別氏を略述したが、本書右京皇別に、なほ

新良貴しんらぎ 彦波瀲武鸕鷀草薹不合尊男稻飯命之後也。是出(一本出字ナシ)於

新良(一本此下ニ即爲ノ二字アリ)國(一本此ノ下ニ即爲國ノ三字アリ)主稻飯命出

於新羅國王(一本主ニ作ル)者祖令(一本今、或ハ今ニ作ル)日本紀不見

と云ふ一氏を載せて居る。前述の如く、今の姓氏錄は抄略文故、此の文の如きは甚だ解し難いが本書が皇別に收めたるを見れば、稻飯命の後裔であつて、他の例より云へば、天孫の部に收むべきであるが、命は神武天皇の御兄弟故、皇

別に收めたと考へられるのである。此の文については諸説あるが、本書が之を未定に收めずして皇別に擧げたるを思へば、本文は、もつと確實なる者で、此の氏は稻飯命の裔と傳へられ、而して新羅國王の子孫であつて、新羅國王は稻飯命の後裔と云ふ意味であつたに違ひない。こゝに於いて、古事記に稻氷命は「海原に入り坐しき」とある記事は、素戔鳴尊が海原を治らせとの父尊の詔を承け、後に新羅國或は韓國に行き給ふと云ふ記紀の記事と對照して、海原は海のかなたの意にて、韓國を指すとの説に左袒せざるを得ないのである。即ち太古は日韓同域にして、此の列嶋より韓半嶋まで、總べて等しく我が皇室を戴いて居たと思はれるのである。

勿論、此の氏が果して稻飯命の後裔か、新羅王より出づるかは疑問である。しかし斯かる説が存在し、しかも信據すべきものとされて居たに違ひない。よつて前述天佐鬼利命三世孫斯鬼乃命の後なる羽東氏を天孫氏に收め、一方、天

佐疑利命の後と稱する山田造を新羅國人と稱ふる事も之と同一關係であつて、日韓同域であつた一史料と思はれるのである。猶ほ諸蕃右京の部に海原造を載せて新羅國人進廣肆金加志毛禮の後として居る。これは續日本紀、延暦二年七月條に左京人金肆順が海原連姓を、右京人金五百依が海原造姓を賜はつたのが初めであるかも知れぬが、當時、海原とは新羅の古名であると知られて居た爲に此の氏名を賜はつたものであらう。

第五節 漢 族

諸蕃の氏は、前述の如く、漢・百濟・高麗・新羅・任那の五種に區別させて居るが、その漢と云ふのも大部分は秦韓王の後裔と考へられる秦氏と、樂方・帶方の漢氏の裔であつて、系圖に於いては、前者は秦の始皇帝の裔と云ひ、後者は漢高祖、或は後漢獻帝の子孫と云ふが、何れも韓半嶋に久しく住居せしも

のである故、韓人と云ふ方が眞に近いのである。今次に秦氏から述べよう。

本書には太秦公宿禰うづまのきみ（秦始皇帝十三世孫孝武王男功滿王、男融通王一名弓月王の裔秦公酒後）・秦長藏連はたのながくら（融通王後）・秦忌寸（同王五世孫丹照後）・秦忌寸（四世孫大藏秦公志勝後）・秦造（始皇帝五世孫融通王後）「秦忌寸（功滿王三世孫秦公酒後）・秦忌寸（功滿王後）・秦人（秦公酒後）」山城の秦忌寸（物智王・弓月王來朝、男眞徳王、次普洞王古記、浦東君、次雲師王、次武良王、普洞王男秦公酒後）・秦忌寸（始皇帝十五世孫川秦公後）・秦忌寸（同五世孫弓月王後）・秦冠（同四世孫法成王後）「大和の秦忌寸・己智（秦太子胡亥後）・三林公（諸齒王後）・長岡忌寸（同上）・山村忌寸（古禮公後）・櫻田連（諸齒王後）」攝津の秦忌寸（功滿王後）・秦人（弓月王後）「河内の秦宿禰（始皇帝五世孫融通王後）・秦忌寸（同上）・高尾忌寸（同上）・秦人（弓月王後）・秦公（始皇帝孫孝徳王後）・秦姓（同十三世孫然能解公後）」和泉秦忌寸（融通王後）・秦勝（同祖）等

の三十氏を收む。此の一族は殆ど秦を氏とす、己智と云ふは幾分流を異にして居る。

博士王仁の後裔は河内文氏（西文）と云ふ。本書には文宿禰（漢高皇帝後鬻王裔）・文忌寸（宇爾古首後）・武生宿禰（王仁孫阿浪古首後）・櫻野首（栗栖首）（王仁後）「古志連（王仁後）・古志連（王仁後）」の七氏を收めて居る。此等は樂浪漢人の裔であつて、以上確實の者のみ擧ぐ、以下にも同族があらう。

後漢靈帝の裔と稱する阿智使主（帯方漢人の裔であつて、一族多くして、秦氏に次いで居る。大和を根據として居た爲に、古事記・書紀等には倭漢とも東漢とも載せて居る。坂上氏は其の宗族である。本書には木津忌寸（靈帝三世孫阿智使王後）・當宗忌寸（孝獻帝四世孫山陽公後）・丹波史（靈帝八世孫孝日王後）」坂上（大宿禰（靈帝男延王後）・檜原宿禰（都賀直都賀提後）・内藏宿禰（都賀直四世孫東人直後）・山口宿禰（同四世孫都黄直後）・平田宿禰（同五世孫色夫直後）・佐太宿禰（同三

世孫兎黃直後)・谷宿禰(同四世孫宇志直後)・畝火宿禰(同三世孫宇志直後)・櫻井宿禰(同四世孫東人直後)・路宿禰・文忌寸(都賀直後)・棕人(阿祖使主男武勢後)「石占忌寸・檜前忌寸・藏人・葦屋漢人・志賀忌寸」火撫直・當宗忌寸(獻帝四世孫山陽公後)・廣原忌寸(獻帝男後德王後)「池邊直・火撫直・栗栖直の廿六氏を收めて居るが、坂上系圖引用姓氏錄に據れば、なほく多く、以下の氏中にも此の一族が尠くないのである。

其の他、漢帝の後とあるものには、桑原村主(漢高祖七世孫萬德使主後)・下村主(光武帝七世孫慎近王後)「檜前村主(高祖男齊王肥後)・若江造(靈帝苗裔奈率張安力後)・下村主(光武帝七世孫慎近王後)「田邊史(漢王後知德後)「谷直(漢師建王後)「豐岡連(高祖裔伊須久牟治使主後)・桑原直(萬德使主後)「八戸史(光武帝孫章帝後)・高安造(盡達王後)・下曰佐(高祖男齊悼惠王肥後)・高道連(同上)・春井連(光武帝七世孫慎近王後)・河内造(同上)・武丘史(同上)の十六氏を收め、單に漢人裔と云ふ

者には、大原史(西姓令貴後)・吉水連(前漢魏郡人蓋寬饒後)「眞神宿禰(漢福德王後)「大原史(漢人西姓令貴後)・臺直(漢釋吉王後)「交野忌寸(漢人庄員後)「伯禰(西漢人伯姓光金後)の七氏を收めて居る。

次に周王の裔と云ふ者には、山田宿禰(靈王太子晉後)・志賀閉連(王安高後)・長野連(忠意後)・山田造(同上)「河内の山田宿禰(魏司空王翹後)・山田連(忠意後)・山田造(同上)・長野連(同上)・志我閉連(王安高男賀佐後)・三宅史(忠意後)・大里史(同上)の十一氏を收む。

また魏帝裔と傳ふる氏には、大崗忌寸(文帝裔安貴王後)・幡文造・上村主(陳思王植後)・筑紫史(陳思王植一名東阿王後)「廣階連(武帝男陳思王植後)・平松連(同上)・上村主(通剛王後)「高向村主(武帝太子文帝後)・雲梯連(寶德公後)・郡首(段姓夫公一名富等後)「民使首(寶德公後)「上村主(陳思王植後)・竺志史(同上)「河原連(同上)・野上連(同上)・河原藏人(同上)・河内畫師(同上)「上村主(東阿王後)の十

八氏を收めて居る。

吳人裔と稱する者には、牟佐村主、孫權男高後、和藥使主（吳國主照淵孫智聰男善那使主後）、松野連（吳王夫差後）、工造（吳國人太利須々後）、祝部（同上）、工造（田利須々後）、祝部（同上）、額田村主（吳國人天國古後）、刑部造（吳國人李牟意彌後）、茨田勝（吳國王後皓後、意富加牟根君後）、蜂田藥師（吳主孫權後）、蜂田藥師（吳國人都久爾理久爾古記怒久利後）等の十二氏を收めて居る。

その他、なほ漢族と載せたるものには、伊吉連（長安人劉楊雍後）、常世連（燕國王公孫淵後）、山代忌寸（魯國白龍王裔）、楊候忌寸（隋煬帝後、達率楊候阿了王裔）、陽胡史（同祖）、淨村宿禰（陳袁濤塗後）、清宗宿禰（唐人李元環後）、清海宿禰（同沈惟岳後）、嵩山忌寸、同張道光後、榮山忌寸（同晏子欽後）、長岡忌寸（同正稅兒後）、榮山忌寸（尙徐公卿後）、嵩山忌寸（同孟卿之後）、清川忌寸（同盧如津後）、清海忌寸（同沈庭昂後）、新長忌寸（同馬清朝後）、大石（廣陵高穆後）、高村宿禰（魯恭王後、青州刺

史劉琮王後）、伊吉連（長安人劉家雍後）、常世連（燕國王公孫淵後）臺忌寸（河内忌寸同祖、一本漢孝獻帝男白龍王後）、錦織村主（韓國人波努志後）、八清水連（唐左衛郎將王文度後）、楊津連（王文度後）、淨山忌寸（唐人沈清朝後）、大山忌寸（廣陵高穆後）、錦部村主（波能志後）、朝妻造（韓國人都留使主後）、史戸（漢城人韓氏隆德後）、溫義（北齊國溫公高緯後）、高丘宿禰（百濟國公族大夫高穆後廣陵高穆裔）、常世連（燕國王公孫淵後）、楊候直（達率楊公阿了王後）、凡人中家（白龍王後）の三十四氏を收めて居る。

しかし此等漢族と云ふ者の内、秦氏と云ふのは、前述の如く、其の實、三韓の一なる秦韓（辰韓）の遺民であつて、應神天皇の朝、其の長弓月君（融通王）己が國人百二十縣の伯姓を率ゐて歸化したのである。但し己智と云ふのは、同じく秦人裔と云ふが、これは後れて欽明天皇朝に投化した、蓋し同族と考へられるのである。此等秦人の來朝は其の國が新羅の爲に亡ぼされた爲でもあるが一

は此の國は三韓の内でも東部に位し、我が國と接近し、後に説くが如く、古く我が國と同族であつた爲と思はれるのである。

次に漢帝裔と云ふ王仁は樂浪王氏の裔であり、後漢帝裔と云ふ倭漢氏は帶方漢人の後であつて、其の長阿知使主・都加使主の父子が黨類十七縣人を率ゐて來歸したのである。共に古くは漢人であつたらうが、久しく朝鮮に居住して居た者故、韓人と云つても差支へないのである。内、後者は坂上系圖引用の姓氏錄に據れば、最初、阿智使主來朝の際には、段(員)・李・皂郭・朱・多・皂・高の七姓の漢人を率ゐて來たもので、高向・評・刑部・坂合部・檜前・長幡部等の諸氏は此の裔と云ひ、又其の後、仁德天皇朝に來朝した漢人村主、及び阿智使主後裔の氏々には、前述所載の氏が尠からず含まれて居る。

のみならず前述漢人中、達率・奈率、及び百濟國公族太夫高僕(廣陵高穆)など云ふは、百濟に移つて居た漢人であり、又吳國人と傳ふる太利須々(田利須

々)は、本書後述百濟族と傳ふる多利須々(勝條)と同人であらうと考へられる。又燕人裔と云ふのも、朝鮮王となつた衛滿の族類であらうと思ふ。此等から考へると、唐人李元環・沈惟岳等の如く、實際支那から直に來朝した人の後裔も少しはあるが、其の大多數は古く朝鮮に移住し、幾代もたつてから我が國人となつたもので、漢族と云ふのは主として其の提出した系圖に據つて記載されたものと考へてもよいのである。而して主として百濟を経由したのは、此の國が我が國と密接な關係があつた爲である。

第六節 百濟族

百濟族には百濟國王の裔と稱する者と、國人裔と云ふ者がある。前者には和朝臣(都慕王十八世孫武寧王後)・百濟朝臣(同三十世孫惠王後)・百濟公(同三十世孫汝淵王後)・石野連(近速古王孫憶頼福留後)・大丘造(速古王十二世孫恩率高難延子

後)・沙田史(意保尼王後)・百濟王(義慈王後)・菅野朝臣(都慕王十世孫貴首王後)・葛井宿禰(鹽君男味散君後)・宮原宿禰(同男知仁君後、一本貴首王後)・津宿禰(鹽君男麻呂君後)・中科宿禰(同孫宇志後)・船連(太阿耶王三世孫智仁君後)・三善宿禰(連古大王後)・雁高宿禰(貴首王後)・安勅連(魯王後)・市往公(明王後)・岡連(日圖王男安貴後)・百濟伎(都慕王孫德佐王後)・廣津連(近貴首王後)・不破連(毘有王後)・春野連(速古王孫比流王後)・面氏(同上)・巴汶氏(速古王孫汶休爰後)・汶斯氏(同孫比流王後)・高野造(佐平余自信後)・飛鳥戶造(比有王後)・眞野造(肖古王後)・刑部(酒王後)・半毘氏(沙半王後)・岡屋公(比流王後)・和連(國主雄蘇利紀王後)・宇奴首(同君男彌奈曾富意彌後)・船連(太阿耶王後)・廣井連(遜流王後)・原首(福德王後)・河内連(都慕王男陰太貴首王裔)・錦部連(速古大王後)・岡原連(辰斯王子知宗後)・林連(鷹支王、又周王後)・飛鳥戶造(比有王男混伎王後)・飛鳥戶造(末多王後)・古市村主(虎王後)・百濟公(酒王後)・六人部連(同上)・錦部連の四十六氏を收めて居

る。なほ以下にも王族裔と思はれる者もあるが、以上明記する者のみを載せたのである。

次に國人裔と云ふものには、調連(努理使主後、孫阿久太、男彌和、次賀夜、次麻利彌和)・林連(木貴公後)・香山連(達率前員常)・高槻連(達率名進後)・廣田連(辛臣君後)・神前連(買受君後)・小高使主(毛甲姓加須流氣後)・飛鳥部(國木吉志後)・城篠連(達率支母末惠遠後)・百濟公(鬼室氏後)・清道連(恩率納比且止後)・廣海連(韓王信後、王須敬後)・麻田連(朝鮮王准後)・廣田連(辛臣君後)・大縣史(和德後)・道祖史(主孫許里公後)・大原史(漢人本姓阿留素、西姓令貴後)・苑部首(知豆神後)・民首(努理使主後)・御池造(扶餘地卓斤國王施比王後)・中野造(杵率答他斯智後)・杉谷造(堅祖州耳後)・坂田村主(頭貴村主後)・上勝(多利須々後)・不破勝(淳武止等後)・漢人(多夜加後)・賈氏(賈義持後)・大石椅立(庭姓蚊爾後)・林(木貴後)・大石林(同上)・民首(努理使主後)・伊部造(乃理使主後)・末使主(津留牙使主後)・木曰佐(同

上)・勝(多利須々後)・縵連(狛後)・波多造(佐布利智使主後)・薦口造(拔田白城君後)・園人首(知豆神後)・林史(木貴後)・爲奈部首(中津波手後)・牟古首(片禮吉志後)・三野造(布須麻乃古意彌後)・村主(意寶荷羅支王後)・勝(多利須々後)・水海連(努理使主後)・調日佐(同上)・佐良良連(久米都彦後)・依羅連(素禰志夜麻美乃君後)・山河連(同上)・吳服造(阿漏史後)・宇努造(彌那子意富彌後)・上日佐(久邇能古使主後)・信太首(百午後)・取石造(阿麻意彌後)・葦屋村主(意寶荷羅支王後)・村主(太根使主後)・衣縫(神靈命後)の五十八氏を收めて居る。

右の内、百濟王裔と云ふ氏は、朝鮮王族中、最も数が多い。これは百濟が朝鮮諸國中、最も我に頼り、其の滅亡後、その一族が相率ゐて我が國に來歸したのに因るのである。其の諸氏の始祖とする王名の調査は、百濟史研究上、有力なる史料と云つてよい。次に百濟國人裔中、韓王信と云ふは漢高祖に仕へた韓信を指すのであらう。又大原史は漢人裔と云ひ、多利須々は前節で説いた如く

である。前節と對照して百濟人中、漢人裔と稱して居た者の多きを知るであらう。次に朝鮮王准とは箕氏最後の王であり、扶餘とは百濟國王の故國と傳へられる地である。果して史實か否か詳かでないが、斯く傳ふる者のあつた事も當然と云つてよい。

次に意寶荷羅支王とは大加羅國王であらうから、任那の部に收むべきであるが、その裔が百濟人となり、其の他から歸化した故、この部に入れられたものであらう。其の他、知豆神(菟部首・園人首條)・神靈命(衣縫條)及び久米都彦(佐良々連條)の如きは何を指すのであらう、伊豫國風土記に據れば、同國乎知郡(越智郡)の大山積神(一名和多志大神)は百濟國から度つて來た神と傳へて居る。蓋し百濟の故地馬韓の神と傳へられたものであらう。それ等と關係あるか。神靈神と云ふは、書紀欽明天皇卷に百濟國をして建邦の神を祭らしむる條に、「神宮を修理して神靈を祭り奉らば國昌盛すべし」とある神靈を指すか。久米都彦

は一本に久末都彦と載せて居る。

第七節 高麗族

高麗族中、王族と云ふ者は高麗朝臣(好台七世孫延興王後)・高史(元羅郡杵王九世孫延擊王後)・河内民首(安劉王後)・長背連(鄒牟王後)・難波連(好太王後)・嶋岐史(能祁王後)・狛首(安岳上王後)・後部王(長王周後)・黄文連(久斯那王後)・高井造(鄒牟王二十世孫汝安祁王後)・狛造(夫連王後)・大狛連(湓士福貴王後)の十二氏を收めて居る。

次に高麗國人裔と云ふは、豊原連(上部王蟲麻呂後)・福當連(前部能婁後)・御笠連(高庄子後)・出水連(後部能致元後)・新城連(高福裕後)・男牀連(高道士後)・日置造(伊利須意彌後)・福當造(前部志發後)・後部藥使主(大兄憶德後)・王(王仲文後)・高(高助近後)・高(高金藏後)・嶋史(和興後)・高田首(多高子使主後)・日置造(伊利

須使主一名伊和須後)・高安下村主(大鈴後)・桑原史(漢智後)・八坂造(之留川麻乃意利佐後)・日置造(伊利須使主後)・鳥井宿禰(同上)・榮井宿禰(同男麻呂臣後)・吉井宿禰(同上)・和造(伊利須使主後)・日置舍人(同上)・桑原史(萬德使主後)・日置造(伊利須使主後)・高安漢人(狛國人小須々後)・大狛連(伊里斯沙禮斯後)・嶋木(伊理和須使主後)の二十九氏を收めて居る。

高麗人の渡來は餘り古く見えず、その數も多くなかつたが、欽明天皇前後より其の數を増し、其の滅亡後は殊に夥しい數に上つて居る。

第八節 新羅族

新羅と我が國との交通は極めて古く、彼我國人の來往は太古以來の事である。前述の如く本書が新良貴氏を皇別に收め、稻飯命の後として居る事からでも察せられよう。しかし本書所載、新羅族と稱する氏は甚だ僅かであつて、到

底百濟・高麗の比ではない。即ち新羅王裔と云ふは橋守（天日杵命後）・三宅連（同上）・絲井造（同上）・攝津の三宅連（同上）の四氏に過ぎず、又國人裔は豊原連（壹呂比麻呂後）・海原連（金加志毛禮後）・眞城史（金氏尊後）・伏丸（燕怒利使主後）・日根造（億斯宮使主後）の五氏を收むるのみである。

斯様に此の國人の鈔いのは、當國が唐と通じて、百濟及び高麗を滅ぼし、其の後更に唐と絶ちて半嶋を統一したに因るのである。即ち國が亡んだのでない故、百濟・高麗の如く其の遺民の來朝を見なかつた。これが新羅族の少い所以である。而してこゝに載せた者、及び次節所載の新羅族の多くの氏は、其の實、新羅人ではなく、辰韓（秦韓）人であつて、後の名を以前に及ぼしたに過ぎないと考へられる。殊に右の内、天日杵命の渡來は、播磨風土記の傳に據れば、我が神代時代の事であり、古事記・書紀共に其の系圖を載せ、恐れ多い事であるが、神功皇后の外戚に當ると云ふ事になつて居つて、其の一族は天神族の大族

と同様に早く連姓を賜はつて居た程である。従つて、これ等は後の新羅と離し、前述新良貴氏と關聯さして考へる方が穩當である。又海原は前述の如く、新羅の古名とすべきであらう。

第九節 任那族

任那は弁韓の地であつて、早くより我が國に従ひ、我よりは日本府を置いて支配したのであつた。従つて兩者の交通は他の地方よりも頻繁であつたに違ひない。しかし繼體天皇朝に其の一部は百濟に與へられ、その後、欽明天皇の御代、新羅の侵す處となつて日本府は亡び、其の大部分は新羅の有に歸した。これ後述の如く、大賀良・賀良姓の諸氏が新羅人と云つて居る所以である。又前述の如く意寶荷羅支王を百濟人と載せ、又後述の如く加羅氏を百濟人とするは、後世當國を去つて百濟人となつた者も多かつた爲と考へられるのである。

本書、任那王裔と云ふは道田連（賀室王後）・大市首（都怒賀阿羅斯止後）・濟水首（同上）・多々良公（爾利久牟王後）・辟田首（都努加阿羅志等後）・大伴造（龍主王孫佐利王後）・荒々公（豊貴王後）の七氏、國人裔には豊津造（左李金亦名佐利已牟後）・韓人（同上）の二氏に過ぎない。しかし、これ等は明白に任那人と記した者のみであつて、事實、もつと多かつた事は、前後を見て知るを得るであらう。即ち次節で云ふ三間名公・加羅氏・竹原連・大賀良・賀良姓・三間名公の六姓の如きは明白に此の族であり、猶ほ他にも多からうと思ふのである。

第十節 出自未定氏

未定雜姓中、皇別氏と思はるゝは茨田真人（敏達天皇孫大倭王後）・御原真人（同皇子彦人大兄王後）・葛野臣（孝元天皇皇子彦布都意斯麻已止命後）・池上椋人（敏達天皇皇子百濟王後）・酒人小川真人（繼體天皇皇子兔王後）・成相真人（敏達天皇皇子難波

王後）・中臣臣（孝昭天皇皇子天足彦國押人命七世孫聖著大使主後）・韓海部首（武内宿禰男平群木兔宿禰後）・下神（葛木襲津彦命男腰裾宿禰後）・我孫（豊城入彦命男八綱多命後）・佐自努公（豊城入彦命後）・伊氣（同四世孫荒田別命後）・壬生部公（崇神天皇後）・鴨部（同上）・池後臣（天彦麻須命後）・大伴連（天彦命後）・孔王部首（穴穗天皇後）・我孫公（豊城入彦命男倭日向健日向八綱田命後）・椋椅部首（吉備津彦五十狹芹命後）・鶺鴒部首（武内宿禰男己西男柄宿禰後）・猪甘部首（天足彦國押人命後）・古氏（孝靈天皇皇子稚多祁比古命後）の廿二氏に達して居る。記事不明、或は假冒の爲に、古記・舊典と一致しないので、こゝへ收められたものであらう。

天神族には中臣栗原連（天兒屋根命十一世孫雷大臣後）・大鹿首（天兒屋根命後）・尋來津首（饒速日命六世孫伊香我色雄命後）・原造（天物部峴度造後）・坂戸物部（坂戸天物部後）・二田物部（二田天物部後）・物部（伊香我色雄命後）・大辛（天押立命四世孫劔根命後）・物部首（饒速日命後）・春日部村主（津速魂命三世孫大田諸命後）・大辟（同

上)・椋椅部連(伊香我色乎命後)・津嶋直(兒屋根命十一世孫雷大臣命後)・日下部首(天日和伎命六世孫保都禰命後)・爲奈部首(伊香我色乎命六世孫金連後)・葛城直(天神立命後)・新家首(汗麻斯麻尼足尼命後)・矢作連(布都努志乃命後)・三間名公(仲臣雷大臣命後)・靱編首(神志波移命後)・倭川原忌寸(武甕槌神十五世孫彥振根命後)・内原直(狹山命後)・大部首(膽杵磯丹杵穗命後)・工首(神魂命後)・狛太首(天表日命後)・日置部(天櫛玉命男天櫛耳命後)・凡人(神汗久宿禰命後)の二十七氏を收めて居る。

天孫氏と思はるゝ者は忍坂連(大明命後)・凡海連(同上)・山代直(同上)・惠我(天穗日命後)・犬上縣主(天津彦根命後)・葦田首(天麻比止津乃命後)・薦集造(彦根命後)・嶋首(正哉吾勝勝速日天押穗耳尊後)・山首(大明命十一世孫尾張屋主都久代命後)・川内漢人(同九世孫否井命後)・葦田臣(都卑古乃命後)・茨木造(天津彦根命後)・眞髮部(天穗日命後)の十三氏がある。

地祇と云ふ者には野實連(大穴牟遲命後)・三歲祝(大物主命五世孫意富太多根子命後)・住道首(伊非諾命男素戔鳴命後)・安曇連(于都斯賀奈命後)の四氏を收めて居り、その他、阿刀部(山都多祁流比女命四世孫毛能志乃和氣命後)と云ふのがある。全く他に見えない故、何れに收むべきかわからぬ。

漢人裔には物集連(始皇帝九世孫竺達王後)・高向村主(吳國人小君王後)・志賀穴太村主(後漢孝獻帝男美波夜王後)・筆氏(燕相國衛滿公後)・穴太村主(曹氏寶德公後)・村主(漢師建王後)・國背穴人(秦始皇帝後)・物集(同九世孫竹達王後)・木勝(津留木後)・尾津直(漢高祖五世孫大水命後)・村主(同上受王後)・漢人(漢人黒後)・牟佐吳公(吳國王子青清王後)・高安忌寸(阿智王後)・小豆首(吳國現養臣後)の十五氏を收めて居る。

百濟族には百濟氏(牟利加佐王後)・朝戸(曾廣使主朝戸後)・足奈(足奈眞已後)・弓良公(國主意里都解四世孫秦羅君後)・堅祖氏(堅祖爲智後)・古氏(杆率古都助後)・

加羅氏(都玖君後)・吳氏(德率吳伎側後)・廣幡公(津王後)・大友史(自猪奈世後)・船子首(久爾君後)・新木首(伊居留君後)・豊村造(德率古魯父佐後)・八俣部(多地多^{やまたべ}祁^た卿後)・長田使主(爲君王後)・舍人(利加志貴王後)の十六氏を收めて居り、高麗族には後部高(後部高千金後)・朝明史(帶方國主氏、韓法史後)・後部高(後部高乙牟後)・鏡師公(寶輪王後)・狛染部(須牟祁王後)・狛人(同上)・神人(許利都後)の七氏を收め、新羅族には宇努連(王子金庭興後)・竹原連(阿羅羅國主弟伊賀都君後)・小橋造(多耳使主後)・杯作造(曾生支富主人後)・大賀良(郎子王後)・賀良姓(同上)・近義首(角折王後)・山田造(天佐疑利命後)の八氏を收めて居り、任那族には、三間名公(彌麻奈國主牟留和王後)の一を載せ、其の他、長倉造(韓國天師命後)と云ふのが見える。

此等の内には、池上椋人・孔王部首・鶺甘部首・春日部村主・矢作連・三間名公・倭川原忌寸・川内漢人・國背穴人の如く、一見、直に假冒である事のわかる者があり、又天彦麻須命・天彦命・神志波移命・天表日命・天櫛耳命・否井命・都卑古乃命・山都多祁流比女命・漢高祖五世孫大水命・吳國王子青海王・韓國天師命の如く、傳へ誤つたか、書き間違へたか、兎に角、古記・舊典に見えざるは勿論、事實らしくない爲に此の部に編入せられたと考へられるものがある。

しかし池上椋人は、池上真人が敏達天皇の皇孫百濟王の後裔である爲に、又孔王部首は前述の如く此の部名は安康天皇の御子代部なるが故に、又鶺甘部首は巨勢氏の配下であつた爲に、何れも知らずく假冒したものかも知れぬ。又天彦麻須命は開化天皇皇子彦坐王、天彦命は大彦命の誤傳とすれば、出自が明白である。斯様な類は少くないのである。即ち何れも多少理由があつたと考へられる。

又原造・坂戸物部・二田物部の如きは舊事本紀の説と大體一致して居る。斯

様に諸家の傳が完全に残つて居たならば、當然正説と認められたと思はれるものも尠くない。中臣臣の如きは其の一で、大春日臣條の中臣云々の記事に照らせば、此の氏が天足彦國押人命の裔と云つても間違と考へられない。殊に諸藩の氏は、もつと其れ等の國の歴史が残つて居たのであつたなら、未定に入らずにすんだかも知れないと思ふ。

結 論

以上、新撰姓氏録を一瞥したに過ぎぬ。其の各氏族については栗田寛氏の新撰姓氏録考證、及び拙著姓氏家系大辭典を見て戴きたい。しかし、それにして本書の研究は餘程他の研究よりは後れて居るのであつて、まだく研究の餘地は甚だ多く、而して其れが鮮明になつて行けば行く程、史料の尠い我が古代史に對して大きな材料を興へ、益、我が國史をして光輝を放たしめ得ると信じ

て疑はないのである。

新撰姓氏録と上代氏族史 終

昭和十五年九月七日印刷
昭和十五年九月八日發行

敎學局編纂

內閣印刷局印刷發行

販賣所 內閣印刷局發行課

東京市麴町區大手町

電話(23)三五—三五九

振替東京一九〇〇〇

全國各地官報發賣所
全國各地主要書店

定價 二十五錢

日 本 精 神 叢 書 目 録

番 號	書 名	執 筆 者	定 價
(一)	歴代の詔勅	河野省三氏	・三
(二)	古事記と肇國の精神	植木直一郎氏	・三
(三)	聖德太子と日本文化	花山信勝氏	・三
(四)	神樂・神歌	志田延義氏	・三
(五)	十訓抄と道徳思想	藤岡繼平氏	・三
(六)	親鸞と日本佛教	小野正康氏	・三
(七)	日本精神歌集	久松潜一氏	・三
(八)	翁問答と日本教育論	海後宗臣氏	・三
(九)	心學精粹	石川謙氏	・三
(一〇)	吉田松陰の留魂録	紀平正美氏	・三
(一一)	萬葉集と忠君愛國	武田祐吉氏	・三
(一二)	謠曲と日本精神	佐成謙太郎氏	・三
(一三)	二宮翁夜話の精神	佐々井信太郎氏	・三
(一四)	庭園と日本精神	龍居松之助氏	・三
(一五)	頼山陽と日本精神	鹽谷温氏	・三
(一六)	祝詞と國民精神	武田祐吉氏	・三

日 本 精 神 叢 書 目 録

(一七)	神道大意	河野省三氏	・三
(一八)	世阿彌と其の藝術思想	野上豊一郎氏	・三
(一九)	傳教・弘法と日本文化	金子大榮氏	・三
(二〇)	山鹿素行の配所殘筆	紀平正美氏	・三
(二一)	徒然草と人生觀	阪口玄章氏	・三
(二二)	中臣祓と民族精神	河野省三氏	・三
(二三)	萬葉集と國民性	武田祐吉氏	・三
(二四)	武官本 五輪書と劍道の精神	岡田恒輔氏	・三
(二五)	聖德太子の十七條憲法	白井成允氏	・三
(二六)	戰記物語と日本精神	高木武氏	・三
(二七)	爐邊閑想	奥田正造氏	・一五
(二八)	道元と日本の禪	紀平正美氏	・三
(二九)	芭蕉と俳諧の精神	志田義秀氏	・三
(三〇)	風土記と古代日本	次田義潤氏	・三
(三一)	日蓮と日本の佛教	小林一郎氏	・三
(三二)	大佛師運慶	丸尾彰三郎氏	・三
(三三)	萬葉精神	鴻巣盛廣氏	・三

日 本 精 神 叢 書 目 録

(三)	漢詩と日本精神	鹽谷 温氏	二五
(三)	日本書紀と日本精神	武田 祐吉氏	二五
(三)	菅家遺誠―和魂漢才―	加藤 仁平氏	二五
(三)	奈良時代に於ける國家と佛教	辻 善之助氏	二〇
(三)	太平記と武士道	高 木 武氏	二〇
(三)	古語拾遺と神國日本精神	植木直一郎氏	二五
(四)	長谷川昭道の皇道述義	飯島 忠夫氏	二五
(四)	太神宮參詣記と敬神尊皇	加藤 玄智氏	二五
(四)	幕末勤皇歌人集	志田 延義氏	二五
(四)	國學と玉だすき	久松 潜一氏	二〇
(四)	三經義疏と日本佛教	金子 大榮氏	二五
(四)	直毘靈―神の道とやまと心―	安藤 正次氏	二〇
(四)	創學校啓―國學の建設―	竹岡 勝也氏	二〇
(四)	日本書道と日本精神	尾上 八郎氏	二〇
(四)	新撰姓氏錄と上代氏族史	太田 亮氏	二五
(四)	弘道館記と其の述義	加藤虎之亮氏	二五

404
150

終

